



JCIC-Heritage

文化遺産国際協力コンソーシアム 平成 23 年度協力相手国調査

バハレーン王国調査報告書



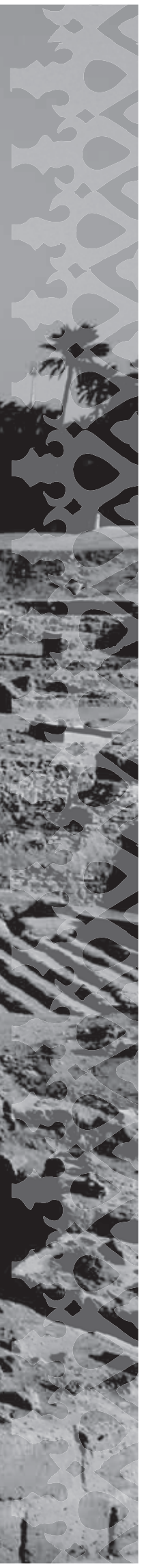
مملكة البحرين



文化遺産国際協力コンソーシアム 平成 23 年度協力相手国調査

バハレーン王国調査報告書

مملكة البحرين



序文

我が国では2006年に公布された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」により、海外の文化遺産保護に係る国際協力について国や教育研究機関の果たすべき責務や関係機関の連携強化などの国が講ずるべき施策が定められた。同時に、国内の政府機関、教育研究機関、NGOなどが連携組織を形成し協調的な共通基盤を確立することを目指して、文化遺産国際協力コンソーシアム（以下コンソーシアム）が設立された。2007年には「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」が外務省・文部科学省の告示として定められた。

コンソーシアムでは、その活動の中で文化遺産国際協力に関する調査研究を行い、我が国の文化遺産国際協力を推進するために必要な情報収集を行っている。コンソーシアムではこれまで、ラオス、モンゴル、イエメン、ブータン、ミクロネシア、アルメニア、ミャンマーで調査を実施してきた。調査の中で得られた情報を基に、その後日本から具体的な支援が開始された例もある。本書はその一環として平成23年12月に実施したバハレーン王国（以下バハレーン）での協力相手国調査の報告である。この調査は、バハレーンの文化遺産保護に向けての今後の日本からの協力の在り方を探るために必要となる情報の収集を試みたものである。

バハレーンは、紀元前より文明間の中継地として栄えてきた長い歴史があり、その中で育まれた多様な文化遺産が存在する。その一方で、湾岸諸国の中で初めて国際空港を持つなど、早くから近代化を進めた国でもある。近代的なインフラを備えた都市となった今、改めて自国の持つ文化遺産の重要性が認知され、その保護管理の必要性が認識されている。また、2007年から2011年まではユネスコ世界遺産条約の委員国を務めるなど、文化遺産保護に係る国際的枠組みの中でも積極的な姿勢を見せている。このように、文化遺産保護を強力に推進していく国との間で日本が今まで培ってきた学術的研究や保護管理制度についての経験を共有することは、両国にとって長期的な文化交流が育まれるだけでなく、今までおもに経済的な関わりを中心として発展してきた両国間の関係がより一層強固なものになると考えられる。日バハレーン外交関係樹立40周年を迎える本年に、このような新たな関係を模索する試みは、今後の両国の発展の試金石としても重要だと我々は考える。

本書が今後の我が国の文化遺産国際協力推進への一助になることを目指すとともに、バハレーンの文化遺産保護に向けて活用されることを願う。

最後に、この調査の実施にあたりご協力賜りました外務省、文化庁等の日本国内の関係者各位、並びにバハレーン文化省をはじめとするバハレーンの関係機関に深く感謝申し上げます。

平成24年12月
文化遺産国際協力コンソーシアム

例言

1. 本書は、バハレーンでの文化遺産保護状況に関して行った協力相手国調査の報告であり、文化庁委託文化遺産国際協力コンソーシアム事業の一部として刊行されたものである。

2. 本書による執筆、編集、アラビア語監修の担当は次のとおりである。

執筆

1. はじめに

後藤健（独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館 特任研究員）

2. 調査概要

原田怜（文化遺産国際協力コンソーシアム 調査員）

3. バハレーンの文化遺産保護体制

原田怜

4. バハレーンの文化遺産

14～23, 26～31, 44～45ページ 西藤清秀（奈良県立橿原考古学研究所 副所長）

24～25, 34～39ページ 後藤健

32～33, 40～41, 44～45, 46～51ページ 安倍雅史（独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所 特別研究員）

42～43, 52～61ページ 原田怜

5. 考察

原田怜、後藤健、西藤清秀、安倍雅史

Appendix.

原田怜

編集 原田怜

アラビア語監修 降旗翔（文化遺産国際協力コンソーシアム 研究補佐員）

3. バーレーン王国が正式名称ではあるが、本書ではバハレーンに統一した。

4. 遺跡の英語名は現地の刊行物や英文資料を参考にしたが、適当なものが見つからない場合はアラビア語を以下の決まりに則り英語及び日本語へ翻訳した。しかしながら、定冠詞の有無、アラビア語からの転記に関して現地（バハレーン）での読み方の慣習に則った箇所が存在する。

①地名・遺跡名・建造物名に関して

読み方を重視し、以下の様な決まりに則り記載する。

i 英語への転記

- ・単語の最初は大文字で表記
- ・文頭のAl以外はalで表記
- ・定冠詞alと単語は－（ハイフン）で繋ぐ
- ・単語の語頭が太陽文字の場合、定冠詞alのlが単語語頭のアルファベットに変化する

ex)al-shamusu (太陽) → ash-shamusu

- ・ 単語末のターマルブータは記載しない (hで置き換え記載する場合がある)
 - ・ 長母音は英語表記では表記を避けるが、必要に応じて母音を重ねた形で表記する
- ex)saar

ii 日本語への転記

- ・ 基本的にターマルブータは表記しない
 - ・ 単語内のターマルブータは続く単語と併せて表記
- ex)カラートウ・ル＝バハレーン
- ・ 単語の語頭が太陽文字の場合、定冠詞アルのルを促音化する
- ex)アル＝シャムス (太陽) → アッ＝シャムス
- ・ 単語間は・で区切る
 - ・ 文頭のアル以外はアを省略表記
- ex)カラートウ・アル＝バハレーン → カラートウ・ル＝バハレーン

②人物名に関して

人物名は名刺の記載を読み方よりも優先する。

i 英語への転記

- ・ 地名の記載と同様である

ii 日本語への転記

- ・ 基本的には地名と同様であるが、文頭以外のアルも省略表記しない
- ex)アフマド・アル＝ハリーファ (地名の法則でアフマド・ル＝ハリーファ)

③人物名を冠した建造物名の表記に関して

- ・ 人物名の部分には②を適用し、その他の部分では①を適用する

5. 分かりにくい固有名詞に関しては初出時のみ日本語の後英語を()を用いて表記したが、次回以降は日本語のみとした。

目次

序文	
例言	
1. はじめに	1
1-1. バハレーンの国土と歴史	1
1-2. バハレーンにおける文化遺産の発見史	3
2. 調査概要	5
2-1. 調査目的	5
2-2. 調査日程	5
2-3. 派遣メンバー	5
2-4. 調査内容	5
2-5. 調査経緯	5
2-6. 調査方法	6
2-7. 行動記録	6
2-8. 面談者	8
2-9. バハレーンを調査対象国とした理由	8
3. バハレーンの文化遺産保護体制	9
3-1. 国内体制の概要	9
3-2. 法律	9
3-3. 行政	10
3-4. その他	12
4. バハレーンの文化遺産	13
ハマド・タウン古墳群	14
アアリ古墳群	16
アアリ王墓	18
サール集落遺跡	20
サール墓地遺跡	22
ジャナビーヤ古墳群	24
ウンム・ジドル古墳群	26
シャホーラ古墳群	28
ジャヌサーン古墳群	28
アル＝ハジャル墓地遺跡	30
ムカバ古墳群	30
アル＝マクシャ古墳群	30
カラートウ・ル＝バハレーン	32

バールバール神殿	34
ディラーズ神殿	36
アイン・ウンム・ツ＝スジュール遺跡	38
アラード・フォート	40
シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル＝ファーティフ砦	42
アル＝ハミース・モスク	44
イスラーム期カナート	44
バハレーン国立博物館	46
カラートゥ・ル＝バハレーン博物館	48
コーラン博物館	50
シャイフ・サルマーン・ハウス	52
シャイフ・イーサ・ビン・アリー・ハウス	54
スイヤーディー・ハウス	54
シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーファ文化研究センター	56
コラルル・ハウス	58
コーヒー・ハウス	58
アブドゥッラー・アッ＝ザーイド・ハウス	58
スーク・ル＝カイサリヤ	60
5. 考察	63
5-1. 現状と課題	63
5-2. 今後の協力の可能性と日本の役割	64
5-3. 文化遺産国際協力コンソーシアムの役割	66
5-4. おわりに	66
Appendix.	67
1. インタビュー	67
2. 文化遺産保護に関する法律	72
3. 入手資料一覧	91

1. はじめに

1-1. バハレーンの国土と歴史

アラビア半島東岸にあるバハレーン王国（以下バハレーン）は、バハレーン本島を中心とする33の島嶼群からなり、国土面積は奄美大島とほぼ同大の757.5平方キロメートルである。日本では砂漠の国と誤解されがちだが、周辺諸国で見られるような砂漠は存在しない。それは地下水が極めて豊富なためであり、海上に浮かぶ緑のオアシスという恵まれた景観をなしている。古代以来この地で繰り広げられた人類の活発な活動は、この例外的な環境によって可能とされてきた。

石器時代

旧石器時代の遺物は知られていない。最古の人類の痕跡は、本島西海岸近くのアル＝マルフ遺跡で知られている。上下2層があり、下層は漁撈民の作業場で、石器とメソポタミアのポスト・ウバイド期（前4千年紀初頭）の土器が伴うが、上層は牧畜の傾向が強く、土器は見られない。

初期ディルムン時代（前2200年～前1800年頃）

前3千年紀後半に、オマーン半島のウンム・アン＝ナール文明（マガン国）の要素が見られるようになる。前21世紀には、カラートゥ・ル＝バハレーンの集落が都市化し、バールバール文明（ディルムン国）が成立した。同じ頃マガン国は衰退した。ディルムン国はマガン国の首都がアブ・ダビのウンム・アン＝ナール島からバハレーンに移転したもので、マガン国の機能を全て引き継いでいた。

新文明はクウェートのファイラカ島に植民市を設置し、遠隔地産品を求めるメソポタミアやエラムの商人たちがここに集まった。

バールバール文明＝最初のディルムン国は前19世紀に衰退を始め、前18世紀に滅亡した。その原因はインダス文明の滅亡、メソポタミアにおける不況など、国際的な経済的危機の犠牲となったことだ言われている。



図1. バハレーンの位置

中期ディルムン時代（前1800年～前1000年頃）

前15世紀～前14世紀のバハレーンは、メソポタミアを支配し「海国」を征服したカッシート人に支配された。カラートウ・ル＝バハレーンで出土した石材にはカッシート王ブルナブリアシュ2世（前1359年～前1333年）の名が刻まれている。しかし、ディルムン＝バハレーン説の発端となった「デュランド大佐の石」の銘文にある「インザクスの僕（しもべ）リームン」は、実際にバハレーンを統治した土着の支配者の名であるかもしれない。

後期ディルムン時代（前1000年～前330年頃）

アッシリア帝国のサルゴン2世に、「太陽の昇る30ベールの彼方、魚のように海の最中に住むディルムン王ウペーリ」が朝貢したという前709年の記事がある。アラビアの湾岸の大部分を支配したアケメネス朝は、カラートウ・ル＝バハレーンに貿易拠点を置いた。

タイロス時代（前330年～後629年頃）

アレクサンドロス大王の死（前323年）以降、湾岸にはギリシア文化が影響を及ぼした。ギリシア・ラテン語の古典では、バハレーン島はタイロス、ムハラック島はアラドスと記されている。

アラビア湾は地中海からインドに至る貿易ルートの一部でタイロスにはギリシア系住民もいた。前206年～205年、セレウコス朝のアンティオコス3世はインド遠征の帰路、ゲッラ（未確定）とタイロスに立ち寄った。セレウコス朝の退潮に伴い、前129年頃イラク南部に興ったカラケーネ（メセネ）王国が湾岸を支配した。バハレーンは、同王国のインド航路の重要寄港地であった。後240年頃、サーサーン朝のアルダシー1世はバハレーン王サナトルクを破り同地の支配権を得た。そこではゾロアスター教徒やユダヤ教徒、ネストリウス派キリスト教徒も混住していた。

イスラーム時代（629年～15世紀）

629年にバハレーンはイスラーム化した。当時「アル＝バハレーン」とはアワール（バハレーン島）、アル＝カティーフ、アル＝ハサを含む領域を指していた。

ザンジュの乱（863年～883年）の際には、バハレーンのバニ・アブドゥ・ル＝カイス族はアッバース軍に加担し、ザンジュ（黒人奴隷）を追い出した。902年、イラクからカルマット（イスラーム共産主義）運動がバハレーンに伝わり、バハレーンは904年に成立したカルマット国家の一部となったが、1076年には、アブドゥッラー・アル＝ウユニーが新国家を樹立（ウユニー朝）した。その後、バハレーンはカイス島の支配者たちや、ファールスのアタベクなど、湾の対岸の勢力の間で翻弄された。当時の首都はビラードゥ・ル＝カディームであった。

14世紀になると、バハレーンは東西貿易の拠点であったホルムズ王国に従属する。この頃に、「バハレーン」は現在と同義になった。そして15世紀に、首都はマナーマへ移った。

列強による支配（16世紀～17世紀）

16世紀初頭、アラビア湾にポルトガル艦隊が出現し、ホルムズ王国を支配下において、バハレーンへの侵攻を開始した。1511年以降、ポルトガル人は度々バハレーンに侵攻した。

バハレーンを支配したポルトガル人は、ほかの強国からそれを庇護する立場になった。1559年に侵攻したトルコ軍との戦闘によって損傷を受けたカラートウ・ル＝バハレーンは、ポルトガル人によって修理・増築された。戦乱の時代ながら、ムラド・マハムードのバハレーン統治（1530年～1577年）は平和と繁栄の一時期であった。

1602年から、バハレーンはトルコと対立するサファヴィー朝に支配されたが、1717年には、湾岸からポルトガルを駆逐したオマーン（ヤアーリバ朝）によって占領された。

アル＝ハリーフア朝（18世紀～現在）

アル＝ハリーフア部族はネジドを原郷とする遊牧系アラブ部族ウトゥーブの一派で、1701年に一旦カタール半島からバハレーンに侵入し、その後クウェートに移動したが、1763年にカタール半島のズバーラに移動した。ズバーラは自由港として経済・文化の両面で繁栄した。1783年、オマーン人のバハレーン支配者がズバーラを攻撃したが失敗し、追撃したハリーフア家のシャイフ・アフマドが、バハレーンとズバーラの支配者となった。バハレーンは艦隊を建造し、アラビア湾の海上輸送を支配した。

シャイフ・アフマドの死後、2人の息子と子孫たちによる跡目相続をめぐる抗争の時代が始まったが、1869年、シャイフ・イーサ・ビン・アリーの即位により終息した。立法、行政、警察、教育制度の整備など、バハレーンの近代化はこの時に始まった。

1-2. バハレーンにおける文化遺産の発見史

草創期

湾岸諸国では多くの歴史的文化遺産が知られている。とくにバハレーンの古代遺跡は19世紀末からヨーロッパで知られ、英国人を中心とする研究者とアマチュアたちが積極的な関心をもってこの地を来訪した。ヨーロッパで始まった古代メソポタミア研究が盛んになり、湾岸もその視野に含められたのである。この頃から第2次大戦終結までの時代が「バハレーン考古学」の草創期である。

- 1879年：イギリス人エドワード・L・デュランド大佐がアアリ古墳群で大小2基の古墳を発掘し、またビラードゥ・ル＝カディームのマドラサ・ダウドで、楔形文字銘が刻まれた石を発見した。銘文はヘンリー・C・ローリンソンによって解読され、シュメル神話で「ディルムンの神」とされるインザクの名が含まれていたことから、ディルムン＝バハレーン説が初めて登場した。
- 1889年：イギリス人セオドア・ベント夫妻がアアリ古墳群で大小2基の古墳を発掘した。また16世紀以降のバハレーンの歴史を詳しく調べたほか、19世紀末の同地の民族誌、建造物、島の人々などについて報告した。
- 1903年：ベルギー人M・ジュアナンが古墳1基を発掘した。
- 1906年～1908年：イギリス人F・B・プリドー大佐がアアリ古墳群で67基の古墳を発掘し、科学的な報告書をインド考古局の年報に掲載した。バハレーン島における古墳の総数を「10万基近く」と推定した。
- 1925年：イギリス人アーネスト・J・H・マツカイが、イギリス人エジプト学者サー・ウィリアム・M・F・ピートリーによって派遣され、アアリ古墳群で約50基を発掘した。目的は「エジプト文明の起源はメソポタミア人の上エジプトへの移住にある」とする仮説の傍証を得ることだったが、不首尾に終わった。
- 1940年～1941年：アメリカ人ピーター・B・コーンウォールが、ウンム・ジドル古墳群と思われる古墳群で相当数の古墳を発掘し、またマナーマ市内で「会議室」なる奇妙な遺構を発見した。彼はディルムン＝バハレーン説をとり、西南イラン説をとるサミュエル・N・クレイマーへの反論を行なった。

草創期に誰しもが関心を抱いたのは、バハレーンにある異常な数の古墳であった。

確立期

第2次大戦後の1950年代から1960年代末まで続く。ピーター・V・グロブとジェフリー・ビビーを中心とする、デンマークの考古学調査隊のほぼ独壇場であった。バハレーンにおけるデンマーク隊のおもな活動は以下の通りである。

- 1953年：バハレーンで考古学的踏査を開始。
- 1954年：アイン・ウンム・ツ＝スジュールの発掘。

- 1954年～1978年：カラートゥ・ル＝バハレーンの発掘。
- 1954年～1962年、1971年、1983年、2004年：パールパール神殿の発掘。

そのほかデンマーク隊はサール、アアリ、ウンム・ジドルなどの古墳群で、相当数の古墳を発掘している。とくにアアリでは1960年代初頭に大小約50基を発掘している。

1950年代後半以降、デンマーク隊はカタール半島（1956年～）、クウェートのファイラカ島（1958年～）、休戦海岸（現アラブ首長国連邦）（1958年～）、サウディアラビア東部州（1962年～）の遺跡調査を開始した。「ディルムン探し」を出発点とするバハレーン考古学から、湾岸全域の石器時代からイスラーム時代までを研究対象とする「湾岸の考古学」が確立した。

発展期

1960年代末から1990年代初頭までである。バハレーンを含む湾岸の考古学は、デンマーク隊の独壇場から、より国際的なものになった。バハレーン政府では1968年に考古局が設置され、1970年には考古学と民族学の両部門からなる、湾岸で最初の国立博物館がムハラック島に開館した。またヨーロッパやほかのアラブ諸国、アジア諸国もバハレーンの文化遺産の調査研究に参入してきた。

1988年に新規開館した現在の国立博物館の2階では、ムハラック島の古い商業地区を取り込んだ展示が見られるが、シャイフ・イーサ・ビン・アリー・ハウスやセヤーディー・ハウス、アラード・フォート、カラートゥ・ル＝バハレーン、アル＝ハミス・モスクなどの歴史的建造物を、現地において修理して保存・公開する活動も、この時代に開始されている。

経済発展期の例に漏れず、バハレーンでも開発に伴う遺跡の危機が訪れ、多数の遺跡で緊急発掘調査が続いた。キング・ファハド道路の建設に先立つサール古墳群（アラブ合同調査隊、1977年～1979年。バハレーン考古局、1980年～82年）、ハマド・タウン古墳群などにおける発掘はその例である。

これらの調査が、イギリス隊によるサール遺跡の発掘（1990年～1999年）へと繋がっていった。

安定期

世界経済が低迷した1990年代以降、バハレーンでもかつてのような開発に伴う緊急発掘は陰を潜め、安定期を迎えた。遺跡と景観の保存・修復・活用が、現在に至るこの時期の任務であり、2005年には、カラートゥ・ル＝バハレーンがユネスコ世界遺産に登録された。2009年には、12000基の古墳を含む11の古墳群が、追加登録のための暫定リストに載せられた。また2011年には、カラートゥ・ル＝バハレーン博物館が開館し、2012年にはムハラックの歴史的建造物保存地区（Pearling, Testimony of an Island Economy）が世界遺産に登録された。

バハレーンの文化遺産と日本人

1964年にエジプト考古学者の鈴木八司が、1974年にインド考古学者の小西正捷が、現地訪問を踏まえた紹介文を公にし、また1975年にはジェフリー・ビビーの『未知の古代文明ディルムン：アラビア湾にエデンの園を求めて』が邦訳出版されたが、それらによって日本人による本格的な研究が開始される気運には至らなかった。

1986年末から翌年にかけて、小西正捷と後藤健は、バハレーンを含む湾岸アラブ4カ国を訪問し、考古学的研究の可能性を探った。そして1987年12月にはブーリー古墳群で発掘を実施した。また1991年～1996年には、かつてデンマーク隊が調査を手がけたアイン・ウンム・ツ＝スジュール遺跡の再発掘を実施し、初期ディルムン時代の水神を祭る神殿であったことを明らかにした。

2. 調査概要

2-1. 調査目的

文化遺産国際協力コンソーシアム（以下コンソーシアム）では、我が国による文化遺産国際協力の推進を目的とした協力相手国調査を行っている。調査では、協力相手国における文化遺産保護状況、および諸外国による文化遺産分野における国際協力に焦点を当て調査を実施している。調査には、自然災害などの被害にあった文化遺産の救済を目的に状況把握を行う緊急調査と、諸外国から寄せられる文化遺産保護に係る支援要請に対し、今後支援を行うための情報収集を行う通常調査がある。過去にコンソーシアムが行った協力相手国調査として、ラオス、モンゴル（2007年度）、オーストラリア、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン（2008年度）、ブータン（2009年度）、アルメニア、ミクロネシア（2010年度）、ミャンマー（2011年度）があげられる。今回の調査は、バハレーンからの支援要請を踏まえ、2011年度の通常調査の一つとして、バハレーンでの文化遺産保護状況と国際協力の現状を把握し、今後の日本による協力の可能性を検討するために実施した。

2-2. 調査日程

2011年12月16日～23日（8日間）

2-3. 派遣メンバー

原田 怜（文化遺産国際協力コンソーシアム 調査員）

後藤 健（独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館 特任研究員）

西藤 清秀（奈良県立橿原考古学研究所 副所長）

安倍 雅史（独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 文化遺産国際協力センター 特別研究員）

2-4. 調査内容

バハレーンに対する文化遺産国際協力の現況と今後の展開を調べるため、現地を訪問し、バハレーン側が求める具体的協力要請項目を検討した。また、紀元前2200年頃から作られた古墳群などの考古遺跡、世界遺産カラートゥール・バハレーン、バハレーン国立博物館、ムハラック歴史的建造物保存地区を訪れ、担当者との面談を介して情報収集や意見交換を行った。

2-5. 調査経緯

2007年、国際交流基金の招聘により来日したバハレーン情報省芸術文化局文化国家遺産次官補であったシャイハ・マイ王女により、文化遺産保存のための協力についてコンソーシアムに相談があった。その後、2010年度には、バハレーンに対する文化遺産国際協力の現況と今後の展開を調べるため、相手国調査が計画された。しかし、2010年に総選挙がおこなわれ、各省庁の再編成およびそれに伴う人事異動があったこと、また2011年にバハレーンにて開催予定であった世界遺産委員会開催準備のため現地からの協力が得られにくいと予想されたことから、一度延期とした。

2011年度以降も情報収集を行い、現地の研究者と連絡を取った結果、バハレーン考古学に長年貢献してきた日本に対してバハレーン文化庁文化自然遺産部考古遺産局保存修復担当官より文化遺産保護分野における協力依頼があった。このため、今後日本の専門家や関係機関が協力できる分野を正確に把握するために、コンソーシアムの企画分科会での承認を経て、調査団を派遣することになった。なお、調査時期に関しては、バハレーンでは民主化運動

に連動したデモが起こっていたこともあり、現地日本大使館からの情報や、バハレーン側からの情報をもとに渡航上問題ないと思われる2011年12月を選定した。

2-6. 調査方法

渡航前にあらかじめバハレーン文化省文化自然遺産部考古遺産局文化遺産保存修復担当官に連絡を取り、日本側へ協力を検討している文化遺産を指定するように依頼し、指定された文化遺産を中心に調査を実施した。調査時には、説明のために文化省の担当官が同行した。また、併せて博物館などの関連施設の視察も行った。

さらに、バハレーンの文化遺産保護の専門家との面談も実施した。バハレーンの文化遺産保護は文化省の担当であるため、文化省を中心に面談を設定した。前もって質問事項を送付し、それに沿って情報収集を行った。また、日本側の専門家より、日本の文化遺産保護状況や人材育成に関する短い報告を行い、意見交換を行う場も設けた。

なお、文化省へのコンタクトは、後藤が旧知であり、また2010年度に東京文化財研究所が研究会のために招聘した文化省所属の考古学者ハーリド・ムハンマド・イブラーヒーム・アッ=シンディー氏から協力を得、その後は文化省文化自然遺産部考古遺産局文化遺産保護部門主任のサルマーン・アフマド・アル=マハーリー氏から協力を得た。

2-7. 行動記録

実質5日間という短い調査期間にもかかわらず、計22の遺跡、計9つの歴史的建造物の調査を行い、また、博物館など計4つの関連施設の見学を実施した。

表 1. 行動記録

Date	Map Number	Site Name(English)	Site Name(Arabic)
2011/12/17	1	Qal'at al-Bahrain and Qal'at al-Bahrain Site Museum	قلعة البحرين و متحف موقع قلعة البحرين
	1-1	Qal'at al-Bahrain	قلعة البحرين
	1-2	Qal'at al-Bahrain Site Museum	متحف موقع قلعة البحرين
	2	Bahrain National Museum	متحف البحرين الوطني
2011/12/18	3	Umm Jidr Burial Mounds	تلال مدافن أم جدر
	4	Hamad Town Burial Mounds	تلال مدافن مدينة حمد
	4-1	Dar Kulayb Burial Mounds	تلال مدافن دار كليب
	4-2	Karzakkan Burial Mounds	تلال مدافن كرزكان
	4-3	Buri Burial Mounds	تلال مدافن بوري
	4-4	Burial Mounds in Tylos Age	تلال مدافن في الفترة تيلوس
	4-5	Qanat in Islamic Age	قنوات الري في الفترة الإسلامية
	5	Arad Fort	قلعة عراد
	6	Historical Buildings in Muharraq	المباني التاريخية في المحرق
	6-1	Shaikh Salman House	بيت الشيخ سلمان
	6-2	Shaikh Isa Bin Ali House	بيت الشيخ عيسى بن علي
	6-3	Seyadi House	بيت سيادي
6-4	Kurar House	بيت كرار	
6-5	House of Coffee	بيت القهوة	
6-6	Abdullah az-Zayed House	بيت عبدالله الزايد	
6-7	Shaikh Ebrahim Bin Mohammed al-Khalifa Center for Culture and Research	مركز الشيخ إبراهيم بن محمد الخليفة للثقافة والبحوث	
2011/12/19	7	A'ali Burial Mounds	تلال مدافن عالي
	7-1	A'ali Burial Mounds	تلال مدافن عالي
	7-2	A'ali Burial Royal Mounds	قبور الملوك عالي
	8	Buri Burial Mounds	تلال مدافن بوري
	9	Al-Khamis Mosque	مسجد الخميس
	10	Beit al-Qur'an (House of Qur'an)	بيت القرآن
2011/12/20	11	Jannusan Burial Mounds	تلال مدافن جنوسان
	12	Barbar Temple	معبد باربار
	13	Ain Umm as-Sujour Site	موقع عين أم السجور
	14	Janabiya Burial Mounds	تلال مدافن الجنبية
	15	Saar Archaeological Site	موقع سار الأثري
	15-1	Saar Settlement	مستوطنة سار
	15-2	Saar Cemetary	مدافن سار المشايكة
	16	Shaikh Salman Bin Ahmed al-Fateh Fort	قلعة الشيخ سلمان بن أحمد الفتح
2011/12/21	2	Ministry of Culture	وزارة الثقافة
	17	Al-Maqsha Burial Mounds	تلال مدافن المقشع
	18	Diraz Temple	معبد الدراز
	19	Muqaba Burial Mounds	تلال مدافن المقابلة
	20	Shakhura Burial Mounds	تلال مدافن الشاخورة
	21	Al-Hajar Cemetary	مدافن الحجر
2011/12/22	22	Suq al-Qisariya	سوق القيسرية

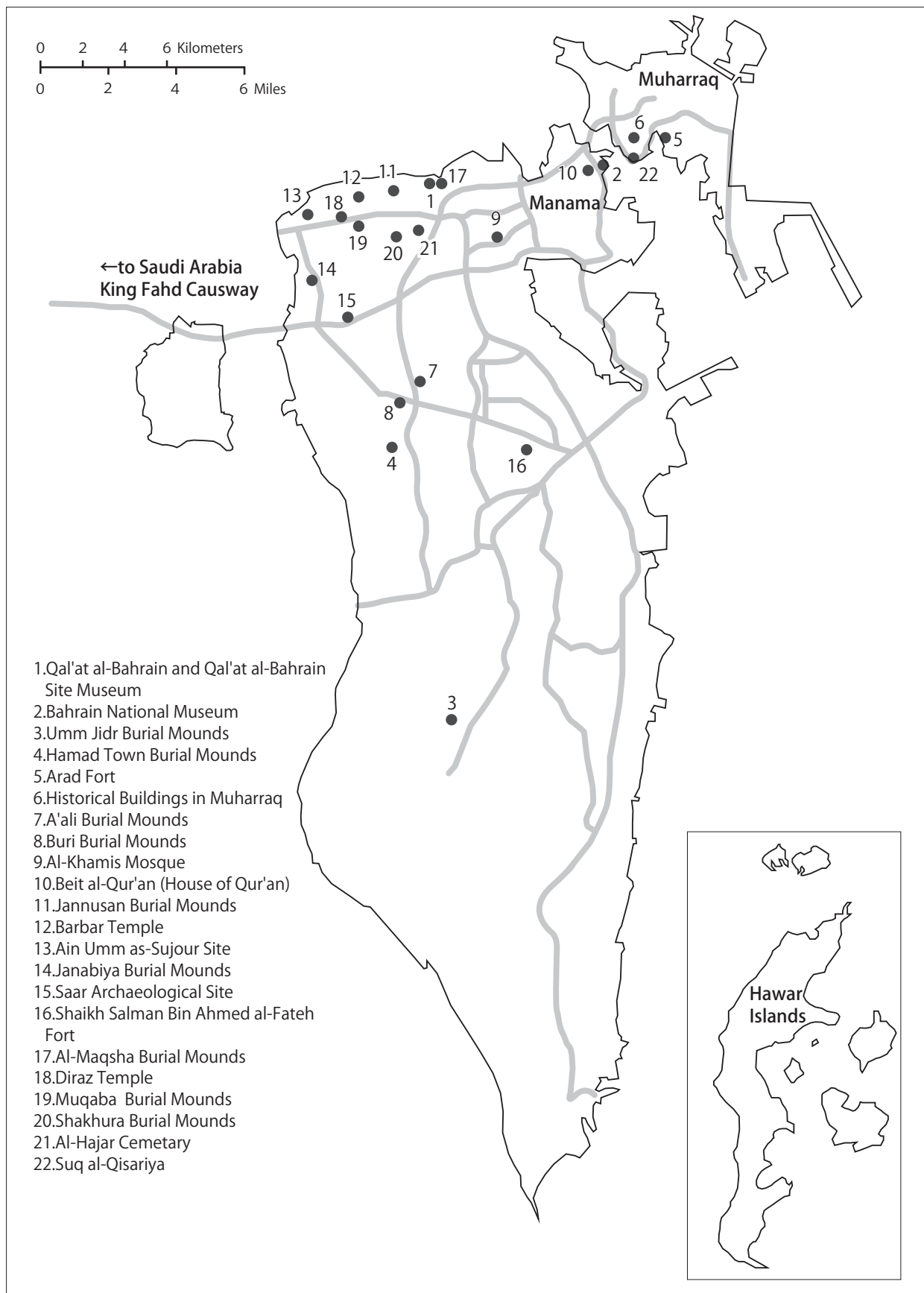


図2. バハレーン島拡大地図（訪問場所に対応）

2-8. 面談者

実質5日間の調査期間中、文化省の専門家を中心に計11名との面談を実施した。面談者は下記の表にて一覧として示す。なお、並びは面談日時順とした。

表 2. 面談者一覧

Name	Title	Affiliation
Mubarak Mohamed Taher	Sr. Public Relations Specialist	Ministry of Culture
مبارك محمد طاهر	أخصائي علاقات عامة أول	وزارة الثقافة
Dawood Youzif	Archaeologist	Ministry of Culture
داود يوسف	آثاري	وزارة الثقافة
Abdulla Mohammed as-Sulaiti	Director of Archaeology and Heritage	Ministry of Culture
عبد الله محمد السليطي	مدير إدارة الآثار و التراث	وزارة الثقافة
Salman Ahmed al-Mahari	Chief of Conservation and Restoration, Department of Archaeology and Heritage	Ministry of Culture
سلمان أحمد المحاري	رئيس قسم ترميم و صيانة الآثار	وزارة الثقافة
Mustafa Ebrahim Salman	Archaeology Curator	Ministry of Culture
مصطفى إبراهيم سلمان	أمين متحف الآثار	وزارة الثقافة
Saeed Abdulla al-Khuzai	Natural Heritage Advisor (Bahraini Delegation to the World Heritage Committee)	Ministry of Culture
سعيد عبد الله الخزاعي	خبير التراث الطبيعي الوفد البحريني بلجنة التراث العالمي	وزارة الثقافة
Haya as-Sada	Bahraini Delegation to the World Heritage Committee Unit for the Establishment of the Arab Regional Center for World Heritage (ARC-WH)	Ministry of Culture
هايا أحمد السادة	الوفد البحريني بلجنة التراث العالمي و وحدة تأسيس المركز الإقليمي العربي التراث العالمي	وزارة الثقافة
Khalid Mohammad Ebrahim as-Sindi	Archaeologist	Ministry of Culture
خالد محمد إبراهيم السندي	آثاري	وزارة الثقافة
Nadine Boksmati	Museums Advisor	Ministry of Culture
ندين بكسماتي	خبيرة متاحف	وزارة الثقافة
Khalifa bin Ahmed al-Khalifa	Department of Archaeology and Heritage	Ministry of Culture
خليفة بن أحمد الخليفة	قطاع الثقافة و التراث الوطني	وزارة الثقافة
Alaa al-Habashi	Founder, General Manager (PhD)	Turath Conservation Group
علاء الحبشي	مدير عام	مجموعة تراث الحفاظ و الترميم تصميم وإدارة مشاريع ترميم

2-9. バハレーンを調査対象国とした理由

バハレーンの考古学、歴史研究は諸外国との協力によって発展し、湾岸地域の経済発展による開発の波にも後押しされ、一時は緊急発掘が盛んに行われた。最近では、発掘から一歩進み、遺跡の保存、修復、活用、整備といった次の段階に入っている。しかし、国内整備が整ってきたものの人材育成が追い付いていないこと、また日本を含め諸外国からの支援が以前に比べ減っていることなどを理由に、文化省より文化遺産分野における日本への協力依頼がコンソーシアムに寄せられた。これは、日本が1980年代～1990年代にかけて、バハレーンにおいて考古発掘を行いバハレーン考古学に貢献してきたこと、また日本はイラクなどのアラビア語圏を対象に活発に文化遺産保護分野で人材育成事業を行ってきたことなどが理由と考えられる。しかし、2000年以降、バハレーンを含む湾岸諸国に対する日本の協力は、金沢大学によるアラブ首長国連邦での発掘事業を除き、多くは見られず、湾岸諸国の文化遺産保護状況に関する情報は、現在乏しい。一方で、湾岸諸国で最初に石油が枯渇し始めたバハレーンでは、博物館を多く建設するなど、湾岸諸国において文化立国・観光立国として成長していく方針を明確に打ち出している。また、2012年は日本・バハレーン外交関係樹立40周年にあたり、今後幅広い分野において両国の関係強化が見込まれる。以上のような理由により、今後の文化遺産保護協力および観光開発に向けて、バハレーンにおける文化遺産保護の状況を把握し、情報収集を行うことは必要であり、以前からバハレーン考古学に寄与してきた日本が今後も協力をを行う可能性が高いと判断した。

3. バハレーンの文化遺産保護体制

3-1. 国内体制の概要

まず、バハレーン国内の文化遺産保護体制を述べる前に、バハレーン国内の政治体制について簡単に説明したい。バハレーンは、イランとの間の領有権を巡る対立を経て、1971年に正式に独立を宣言した。1973年に制定された憲法は2002年には改正された。その中で、世襲君主制の王国に体制変更し、普通選挙を含む二院制議会（任期4年）を設置するなど民主化路線が進められた。現在、国を治めるのはハリーファ家であり、国家元首はハマド・ビン・イサー・アル=ハリーファ国王陛下（H.M. King Hamad bin Isa al-Khalifa）である。国王は実質的に三権を掌握している。行政は以下の18の省から構成され、国内は5つの行政地域に区分されている。

18省¹

Ministry of Justice and Islamic Affairs（司法イスラーム省）

Ministry of Foreign Affairs（外務省）

Ministry of Transportation（交通省）

Ministry of Defense（防衛省）

Ministry of Interior（内務省）

Ministry of Municipalities Affairs and Urban Planning（自治区都市計画省）

Ministry of Finance（財務省）

Ministry of Works（建設省）

Ministry of Housing（住宅省）

Ministry of Culture（文化省）

Ministry of Information（情報省）

Ministry of Industry and Commerce（工業商業省）

Ministry of Education（教育省）

Ministry of Labor（労働省）

Ministry of Health（厚生省）

Ministry of Social Development（社会発展省）

Ministry of Human Rights（人権省）

Ministry of Cabinet Affairs（内閣省）

3-2. 法律

バハレーンの文化遺産保護に関する法律としては、1970年に“The Bahrain Antiquities Ordinance”が制定され、1985年に改正が行われている。1995年には、“Decree Law No.(11) Regarding the Protection of Antiquities”（Law for the Protection of Archaeological Siteとも呼ぶ）が新たに制定され、先行の法律は無効となった。両法律とも、原文はアラビア語で書かれているが、英語に翻訳されたものがユネスコのウェブサイトから入手できる²。

1 Kingdom of Bahrain, <http://www.bahrain.bh> を参照のこと。

2 UNESCO DATABASE OF NATIONAL CULTURAL HERITAGE LAWS, <http://www.unesco.org/culture/natlaws/index.php?&lng=en> および APPENDIX 2 「文化遺産保護に関する法律」を参照のこと。

“Decree Law No. (11) Regarding The Protection of Antiquities”の第一章第一節において情報省（現文化省）が文化遺産の監督、保護、管理を行うと規定されている。第一章では、ほかにも保護のための施策や登録に関して記載があり、文化財登録は情報省が選定を行うこと、文化遺産には動産・不動産があり、不動産には考古遺跡だけではなく建造物も含むこと、土地所有者はその土地の文化遺産の所有権を保持しないこと、土地開発の計画が文化遺産所在地の近郊である場合、情報省は必要な情報を開示し関係省庁間の調整を図ること、情報省は公的な目的のために土地を買収すること、などが規定されている。第二章以降では、発掘や発掘に伴う許可、文化遺産の登録や管理、罰則について規定されている。

この法律以外に明文化されている文化遺産保護に関する法的拘束力を持つ取り決め（地域条例、保存計画、観光開発計画など）として、世界遺産であるカーラトゥ・ル＝バハレーン（Qal’at al-Bahrain – Ancient Harbor and Capital of Dilmun）およびムハラックの歴史的建造物保存地区（Pearling, Testimony of an Island Economy）の管理計画がある³。ムハラックの歴史的建造物保存地区の文化的景観に関しては、関係する12省庁と土地所有者や企業活動の代表からなる運営委員会を設け、文化省主導の下で管理が行われている。

上記の通り、バハレーンは文化遺産保護に関する条約として、1991年に世界遺産条約を批准している。2007年から2011年にかけては委員国も務めている。バハレーンの世界遺産には、2005年に文化遺産として記載されたカーラトゥ・ル＝バハレーン、2012年に記載されたムハラックの歴史的建造物保存地区がある。現在、文化遺産としては2件、自然遺産としては1件が、暫定リストに登録されている。文化遺産が、パールパール神殿（Barbar Temple、2001年申請）、ディルムンおよびタイロス時代の古墳群（Burial Ensembles of Dilmun and Tylos、2008年申請）、自然遺産がハワール島保護区（Hawar Islands Reserve、2001年申請）である。

そのほかの有効な条約としては、「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（ハーグ条約）・付属議定書」が挙げられる。また、「文化財の不法な輸入、輸出および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約」、「水中文化遺産保護に関する条約」、「無形文化遺産の保護に関する条約」、「文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約」に関しては、批准の方向にあり、実現すれば、近いうちに“Decree Law No. (11) Regarding The Protection of Antiquities”に関して改正が行われることが見込まれる。

3-3. 行政

文化遺産保護を担当する行政は、文化省（Ministry of Culture）のみである。国内を5つの行政地域に分けているものの、文化遺産保護に関しては文化省が唯一の担当行政であり、地方行政は文化遺産保護を行っていない。文化省では無形文化遺産と有形文化遺産を共に扱っている。なお、現在の文化大臣はシャイハ・マイ王女（Shaikha Mai bint Mohammed Al Khalifa）である。

文化省となる以前は、情報省（Ministry of Information）であったが、文化情報省（Ministry of Culture and Information）を経て、2010年に文化省（Ministry of Culture）となった。文化情報省（当時）の中の、文化自然遺産部（Culture and National Heritage）の下にある考古遺産局（Archaeology and Heritage）が文化遺産を担当していたとみられる。省庁再編が続いてはいたが、最終的に文化省になったことで、省庁内での文化に関する予算の検討が容易になるなどのメリットがあった。

現在は、文化省の中には、観光部（Tourism）と文化自然遺産部の2部署のみ存在する。文化自然遺産部の中には考古遺産局のほか、博物館局（Museum）、文化芸術局（Culture and Art）、音楽演劇局（Music and Theater）が設置

3 Kingdom of Bahrain 2005 *Nomination to the World Heritage List, Qal’at al-Bahrain – Ancient Harbor and Capital of Dilmun* Kingdom of Bahrain.
Kingdom of Bahrain 2012 *Nomination to the World Heritage List, Pearling, Testimony of an Island Economy* Kingdom of Bahrain.

されている。文化遺産保護に直接関わる考古遺産局および博物館局の業務については、以下のとおりである。

・考古遺産局

有形・無形を含む遺産の保護および文化遺産保護のための認識を促す。文化遺産の管理、考古発掘、海外隊の発掘の管理、修復を行う。遺産部門、考古部門、修復部門の3部門に分かれている。聞き取り調査では、本局に所属するスタッフは75名程、遺産部門に所属するスタッフは7名程とのことである。

・博物館局

バハレーンに所在する全ての博物館の計画・運営を行う。バハレーン国立博物館もこの博物館局の管轄である。バハレーンの文化・歴史を紹介し観光開発に寄与するような展示の企画をする。

文化省付属機関としては、世界遺産アラブ地域センター（Arab Regional Center for World Heritage、通称ARC-WH）が挙げられる。設立の背景は、2000年の「アラブ地域の世界遺産条約の履行に係る定期報告（Periodic Report in the Implementation of the World Heritage Convention）」の中で、アラブ地域における世界遺産条約に関する理解の強化と履行のための作業指針の適用に関する必要性が確認されたことにある。これを受けて、2008年世界遺産委員会において、バハレーンがアラブ地域の世界遺産保護のための地域センターをユネスコカテゴリー2センターとして発足することを提案し、これが承認された。その後、設立のための準備期間を経て、2012年4月に世界遺産アラブ地域センターが設立した。世界遺産アラブ地域センターの活動は、アラブ地域における世界遺産条約に関する情報の提供、条約履行のための人材育成などの支援活動、そのほか資金調達などの後方支援を行うことである。

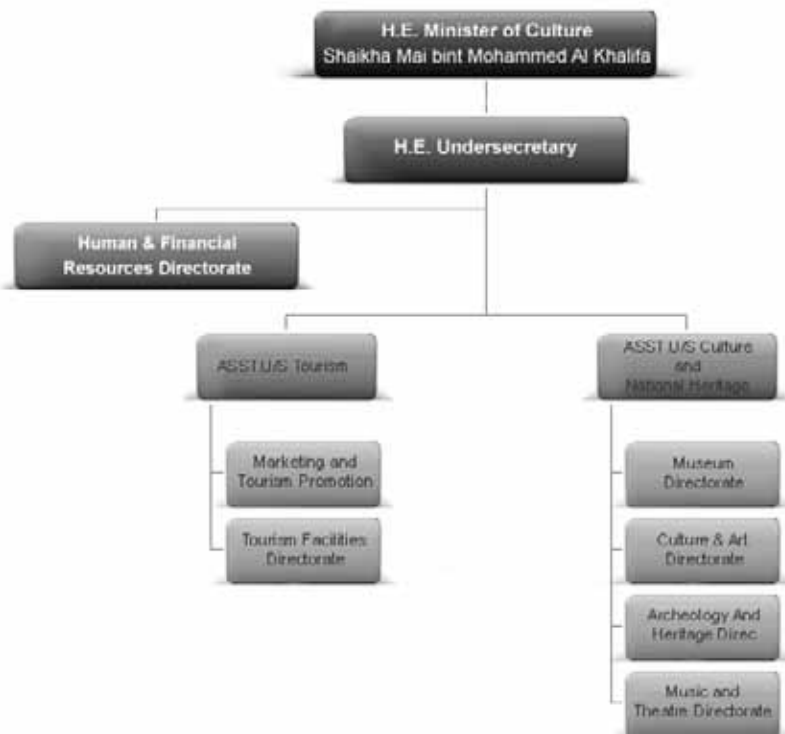


図 3. 文化省組織図⁴

4 Ministry of Bahrain, <http://www.moc.gov.bh/> を参照のこと。

3-4. その他

・文化遺産保護の国際協力状況

バハレーンの文化遺産保護に関しては、前述したように、イギリス、フランス、デンマーク、日本などが協力してきた。今回の調査では海外隊の作業現場などは見学することができず、また意見の聞き取りも実施出来なかった。一方で、単独で活動する建築学や博物館学分野の外国人専門家（コンサルタント）の意見の聞き取りを行うことができた。その中で明らかになったことは、バハレーンは、専門知識を海外から積極的に受け入れる体制があることである。

日本からの国際協力全般としては2008年度までに無償資金協力6100万円（総額）、技術協力13.64億円（総額。内訳として、研修員受入241人、専門家派遣30人、調査団派遣5人、機材供与52億5600万円）を行ってきた。2005年には、バハレーンの経済レベルを鑑み、ODA受け取り国としての立場を卒業することが決定され、2009年以降はODAを供与していない⁵。

・人材育成（教育機関）

バハレーンでは義務教育が無償のため、識字率も88.8%と高い。しかし国内では大学などの高等教育の場は限られているため、大学院に留学する場合は、他国とくにアラビア語圏であるエジプトなどに留学するようである。調査で訪れた文化遺産修復の現場でも、作業は海外（とくにインド）からの労働者が担っており、少し高度な作業や現場監督は海外からのコンサルタントが担うという状況が確認された。

・インベントリー

インベントリーに関しては電子化していないものの、紙ベースでは存在するということが聞き取りで明らかになった。現物は確認していないが、現在登録されている文化遺産は170件近いとのことである。

・ステークホルダー

文化省が一元化して文化遺産を保護管理しており、保護行政の仕組みとしては分かりやすいと言える。外国からのコンサルタントや海外からの発掘隊なども文化省を通して活動を行っており、省内の情報共有や調整業務も円滑に行われているように思えた。民間団体としては、文化大臣が代表者を務めるシャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーファ文化研究センターが挙げられるが、ほかの団体については確認できなかった。その他、地元住民や遺跡保存による受益者がバハレーン国内の文化遺産保護にどのように関わっているかについては今回の調査では明らかにならなかった。

5 外務省, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/09_databook/pdfs/04-12.pdf を参照のこと。

4. バハレーンの文化遺産

ここでは、今回の調査で訪れた遺跡について紹介する。バハレーンの文化遺産はこれらに限ったものではないが、先に述べたように文化省側との事前調整の中で協力依頼対象となる文化遺産をあらかじめ指定するように依頼し、調査では指定された遺跡を中心に回った。各遺跡とも、概略（位置、大きさ、年代）、調査史、詳細、歴史的意義、遺跡の現状（保存修復や現在の支援状況なども含む）および今後の課題（日本が協力できる面あるいはバハレーン側の要望）を中心に説明する。なお、ディルムン期およびタイロス期の遺跡、イスラーム期の遺跡、博物館、歴史的建造物の順に紹介する。各遺跡の所在地はすでに提示されている図2を参考にされたい。

ハマド・タウン古墳群 Hamad Town Burial Mounds

تلال مدافن مدينة حمد

ウンム・ジドル古墳群の北に位置する古墳群であり、ダール・クレイブ古墳群、カルザッカン古墳群、ブーリー古墳群の3ヶ所から成る。古墳の総数は、数千基を数える。この古墳群は1980年代に建設が始まった現在のハマド・タウンに囲まれているため、総称としてハマド・タウン古墳群と呼称されている。これら3ヶ所の古墳群は後期タイプの古墳を中心に、限られた範囲の中に非常に密度濃く密集して形成されている。ディルムン時代の後に続く紀元前200年～紀元後700年のタイロス時代にも墳丘墓がつくられたため、あらゆる時期の古墳が混在する。

この地域の古墳のうち後期タイプ（紀元前2050年～1600年）の墳丘は土砂で円錐状に盛り上げられ、裾部に巡る外護列石（ring wall）は直立に積み上げられ、ドラム状の墳丘になる。墳丘には石室が設けられ、天井石が横架されている。被葬者に伴う副葬品は、日常生活用の土器類、食物、飲料用駝鳥の卵の殻、装身具などがあり、後半には印章も副葬されるようになる。これらの副葬品にはメソポタミアやインダス地域の品々も多く含まれ、その交流のうかがい知れる。

タイロス時代は、5期に分けられている。I期は紀元前200年～50年、II期は紀元前50年～紀元後50年、III期は紀元後50年～150年、IV期は紀元後150年～450年、V期は紀元後450年～700年である。古墳は、ディルムン時代と同様に墳丘裾に外護列石が巡らされ、その内部にはI・II期は遺体よりやや大きめの方形の箱式棺が小規模な墳丘に設けられている。III期には複数の漆喰で固められた塗り固めた棺が一墳丘に認められる。IV期には漆喰で固められた棺もなお存在するが、漆喰で塗り固められた複数墓室が埋葬施設として出現し、V期も引き続き存在する。この時期の古墳は墳丘に複数の棺が設けられ、ハマド・タウン古墳群の調査例では11基の古墳から244基の埋葬施設が検出されている (Salman and Andersen 2009)。

被葬者には土器類、ガラス器、骨角器、テラコッタ、装身具、コイン等が副葬される。また墳丘上や棺上には墓石としての人物の半身像が設置されるものがある。

ハマド・タウン古墳群の一部はフェンスで囲まれ保護されていたが、場所によってはゴミが散乱し、盗掘の址も見受けられた。

参考文献

Salman, M. I. and S. F. Andersen 2009 *The Tylos Period Burials in Bahrain Vol. 2, The Hama Town DS3 and Shakhoura Cemeteries*, Ministry of Culture & Information.



図4. ハマド・タウン古墳群



図5. ゴミが放置された石棺



図6. 盗掘を受けた古墳



図7. 採石などの禁止を呼びかける看板



図8. 発掘された古墳

アアリ古墳群 A'ali Burial Mounds

تلال مدافن عالي

アアリ王墓の南側に、数万基におよぶ小規模な古墳が築造されている。しかし、1960年～1961年にかけて石材・礫採集や通水管敷設のために数千基におよぶ古墳がブルドーザーによって破壊され、消滅してしまった。幸い僅かではあるが、デンマーク考古学バハレーン調査団によって緊急的な調査が実施され、アアリ古墳群の一部が明らかにされた (Bibby 1965; Glob 1968)。さらに市街化の拡大は止まらず、大部分の古墳は消滅してしまっている。また、現在残存する古墳群も南北に走る高速道路によって分断されている。この高速道路建設にあたっての緊急調査には日本隊も参加し、調査を実施している。

一般的な古墳は径5メートル～10メートル、高さ2メートル～3メートルの小規模な墓である。埋葬施設は、中央部に南北方向を主軸とする石室が設けられ、石室端部に竈状の石室が取り付く。この石室には天井石が横架され、墳丘裾部には外護列石が巡らされている。墳丘規模が小さくなるほど、竈状の石室は設けられない傾向がある。

これらの古墳は王墓と同じく後期タイプ（紀元前2050年～1600年）でカラートゥ・ル＝バハレーンII期に相当する (Højlund 2007)。

参考文献

Højlund, F. 2007 *The Burial Mounds of Bahrain – Social Complexity in Early Dilmun*. Jutland Archaeological Society.



図9. アアリ古墳群の衛星写真

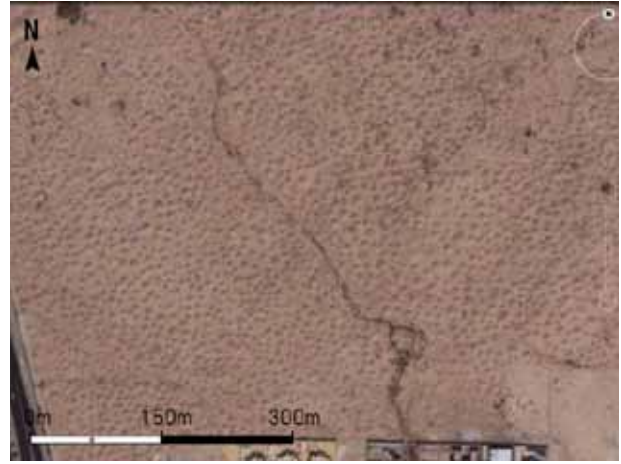


図10. アアリ古墳群の衛星写真



図11. 1980年代のアアリ古墳群



図12. アアリ古墳群



図13. アアリ古墳群



図14. 住居建設によって破壊される古墳群

アアリ王墓 A'ali Royal Mounds

قبور الملوك عالي

バハレーン本島の北半中央部のアアリ集落の南側に数万基からなるアアリ古墳群が広がっている。この古墳群の北端に巨大な墳丘を有する王墓と呼ばれる古墳の一群が存在し、一般的な古墳群とは一線を画している。1960年代、アアリ集落は南域に拡大し、1990年代には王墓群を完全に飲み込んでしまった。それゆえ、略奪的な発掘が簡単におこなわれ、スケッチ的な記録が残るのみで、科学的な出版物には程遠い状況にある。しかしながら、これらの墓は、アアリ古墳群の中で明らかに重要な役割を担うことから、過去の出版物や現状の資料を掻き集め、見直す作業がC・フェルデ (Velde 1994) によって行われた。

王墓と一般的な古墳では規模と周辺空間の広がりには大きな差がある。一般的な古墳は径5メートル～10メートル、高さ2メートル～3メートルであり、それらが数千基接するように営まれている。王墓は北に位置するほど墳丘規模は大きいことがF・B・プリード (Prideaux 1912) やE・J・H・マックイ (Mackay 1929) の記録や1980年代の分布地図からわかる。一般的な古墳群の北側には径約15メートル、高さ4メートル～5メートルの古墳が50基余り存在したが、ここ20年～30年の間に市街化が進んだために、ほとんどすべて消滅してしまった。これらの古墳群の北側には径約25メートル、高さ約6メートル～8メートルの古墳墓が14基存在した。さらにその北側には径約30メートル～50メートル、高さ約10メートル～12メートルの古墳が15基存在した (Højlund 2007)。これら29基余りの中で現在、18基が遺存している。これら王墓は、後期タイプ (紀元前2050年～1600年：カラートゥ・ル＝バハレーン第II期) に相当し、南西方向に主軸を取る長大で高さを有する石室を内部主体とし、墳丘外面には石垣状に直立に積み上げられた外護列石が巡る。これらの石室は2層からなり、壁龕状の小石室が複数箇所設けられている。石室壁面は漆喰で塗り固められている。これらの石室の出入り口は、横穴もしくは縦坑のどちらかで設けられている。しかし、最近の王墓 Eの再調査では従来の石室プランとは異なる2層2列の石室に3箇所側室が取り付けることが判ってきている。

現在、アアリ王墓は、完全に市街地に飲み込まれてしまっている。一部が削平されたり、上に家屋が建設されてしまった王墓も存在する。現在、文化省が中心となり、サイト・ミュージアム建設を含めた史跡整備を計画している。

参考文献

- Højlund, F. 2007 *The Burial Mounds of Bahrain – Social Complexity in Early Dilmun*. Jutland Archaeological Society.
 Mackay, E. J. H. 1929 *The Islands of Bahrain, Bahrain and Hamamieh*, British School of Archaeology in Egypt 47.
 Prideaux, F. B. 1912 *The Sepulchral Tumuli of Bahrain*. *Archaeological Survey of India Annual Report 1908-09*, Calcutta.
 Velde, C. 1994 Die steinernen Turme. Gedanken zum Aussehen der bronzezeitlichen Gräber und zur Struktur der Friedhöfe auf Bahrain. *Iranica Antiqua* 29: 1 63-82.



図 15. アアリ王墓衛星写真



図 16. アアリ王墓



図 17. 発掘中のアアリ王墓



図 18. 発掘中のアアリ王墓



図 19. 発掘されたアアリ王墓

サール集落遺跡 Saar Settlement

آثار سار

サウディアラビアに通じるシャイフ・イーサ・ビン・サルマーン高速道路の北側に位置する初期ディルムン時代の遺跡であり、海岸に位置する港湾都市としてのカラートゥ・ル＝バハレーンに対して一般的な街として、市街地区、神殿、北墓地、南墓地から成っている。

市街地区は、北バハレーンを横切る石灰岩の丘陵の稜線状に位置するバハレーンで唯一広範囲に発掘調査された初期ディルムンの居住遺構であり、4000年前のバハレーン人の生活を垣間見ることのできる場所である。この遺構は高速道路建設に伴い1982年頃に、モアウィーヤ・イブラーヒームなどによる墓地の発掘調査において神殿やほかの建物跡の一部が検出、1983年と1985年には、フセイン・カンディルなどによって試掘調査が実施され、初期ディルムン時代の居住地の存在が明らかになった。それを知ったロンドン－バハレーン考古学調査団のロバート・キリックとジェーン・ムーンは1990年3月から1999年5月までの約10年間、市街地区と神殿の調査を実施した (MacLean and Insoll 2011)。

初期ディルムン居住地は、主要街路、家が建ち並ぶ居住区と神殿から成る。主要街路は全長およそ200メートル、幅5メートル、北西から南東方向に延び、数本の小路がそこに繋がっている。基本的には街は街路により矩形を呈している。現在まで80軒余りの住居が発掘されているが、約200軒が存在したと考えられている。現在、遺跡で見られる遺構は1～3期に分けられる最後の3期にあたる。すべての家は壁を共有し、入口は道路から続く通路に取り付いている。家の壁は粗い石灰岩のブロックを積み上げ、最終的には漆喰を塗り仕上げられていたようである。家は基本的に一階建てでヤシの木を垂木にし、ヤシの葉を葺いていたと考えられている。

神殿は、居住域の中央北寄りの最も高所の主要街路との交差点の西北に位置している。この神殿はこの地区の家と異なるばかりでなく、ほかのディルムン期の建造物とも異なるユニークな構造を持つ建造物である。この神殿の平面は不定形な台形を呈し、西隅の外壁には奇妙な膨らみが認められる。建物内はあまり広くなく、神官を含めてさほど多くの人々がこの空間に入れたわけではないと考えられている。神殿内部には空間中央の主軸に沿って2本の角柱と1本の円柱が棟を支える。神殿の入口は東隅、主要街路に面している。

神殿内部では儀式が挙行されたが、南バビロニアの影響を受けた「月」を意識した三日月形をした祭壇が設けられている。

遺跡には、観光客用にパスが整備され、遺跡を説明する看板が立てられているが、老朽化が目立つ。現在、文化省が中心となり、新たにサイト・ミュージアムを建設することを計画している。

参考文献

- Højlund, F. 2007 *The Burial Mounds of Bahrain – Social Complexity in Early Dilmun*. Jutland Archaeological Society.
MacLean, R. and T. Insoll 2011 *An Archaeological Guide to Bahrain*. Oxford, Archaeopress.



図 20. 主要街路



図 21. 居住遺構



図 22. 神殿遺構



図 23. 遺跡の案内板



図 24. 壊れた標識



図 25. 市街地区

サール墓地遺跡 Saar Cemetary

تلال مدافن سار

1954年、デンマーク隊によって居住区と墓の土器の比較を目的としてサールの墳丘墓の発掘調査がなされた (Bibby 1954; Glob 1968; Bibby 1996)。調査はジャナビーヤとサールの間にある墳丘墓が選ばれた。この地域には1959年に撮影された航空写真から12,561基のディルムン後期タイプの墳丘墓が数え上げられ、1980年にモアウィーヤ・イブラーヒームは15,000基以上の古墳が存在すると見積もった。しかしながら1990年代にはアアリ古墳群と同様、市街化の波によりほとんどの古墳は消滅していった。だが、なお現在、北墓地と南墓地と名付けられ、よく保存された古墳群として遺存している。

北墓地の埋葬施設は中央部に石室が設けられ、石室端部に竈状の石室が取り付く。この石室には天井石が横架されている。墳丘裾部には直立した石垣状の外護列石を巡らせている。墳丘規模が小さくなるほど、竈状の石室が設けられない傾向がある。石室は竪穴石室、横穴石室、縦穴石室の3種類から成り、墳丘規模が大きいほど横穴もしくは縦穴石室が採用され、マウンド514のように2層になる石室も存在する (Højlund 2007)。1992年にはロンドンーバハレーン調査団によって石室が復原され、往時の墳丘墓の様子を伺うことができる (MacLean and Insoll 2011)。

また、サールの市街地の南側に位置する南墓地もしくは蜂の巣状墓地と呼ばれる集合墓は、サウディアラビアに通じるシャイフ・イーサ・ビン・サルマーン高速道路の建設に伴う発掘調査によって検出された。この発掘調査はアラブ諸国から考古学研究者が集い実施された。この墓地は、名前のごとく小規模な墓の集合体であり、新たな石室を設けるごとに、小さな石室を取り囲む外護列石を細胞の増殖のように次々と繋いで墓を造っている。1基の墓に数基の外護列石が取り付くことも稀ではない。埋葬施設である石室は、平均的には全長約180センチメートル、幅約90センチメートル、高さ約90センチメートルで一方の小口が外護列石に取り付く。

参考文献

- Højlund, F. 2007 *The Burial Mounds of Bahrain – Social Complexity in Early Dilmun*. Jutland Archaeological Society.
MacLean, R. and T. Insoll 2011 *An Archaeological Guide to Bahrain*. Oxford, Archaeopress.



図 26. サール墓地遺跡南墓地



図 27. サール墓地遺跡南墓地



図 28. サール墓地遺跡南墓地石室

ジャナビーヤ古墳群 Janabiya Burial Mounds

تلال مدافن الجنبية

バハレーン本島北東部の丘陵に広がる大規模な古墳群で、サール村とジャナビーヤ村の間にある。多くの古墳は初期ディルムン時代のものだが、一部は中期ディルムン時代に属している。従来、東のサール古墳群と西のジャナビーヤ古墳群という2つの古墳群として扱われていたが、事実上は1つの大古墳群を形成しており、厳密に2つに分けて考える理由は乏しいと思われる。1954年に、ペーテル・V・グロブの指揮するデンマークの考古学調査隊が発掘調査したサール古墳群の2基（513、514号墳）は、もし2つの古墳群を区別するのであれば、ジャナビーヤ古墳群に属している。

1980年頃における古墳の総数を、ヤルムーク大学のモアウィーヤ・イブラーヒームは15,000基余りと推定したが、近年、デンマーク隊は1959年撮影の航空写真を分析して、当時存在した初期ディルムン時代の古墳を12561基と数えた。

この古墳群の最初の大規模発掘調査は1977年～1979年に、モアウィーヤ・イブラーヒームが指揮するアラブ合同発掘調査隊によって実施された。これはバハレーン＝サウディアラビアを結ぶコーズウェイ高速道路の接続道路の建設予定地における事前調査で、高塚式古墳61基と複合古墳群1群が発掘された。

大小の古墳は単独にも存在するが、既存の古墳の外側に別の古墳を新たに添加し、全体として複数の古墳が結合したグループをなす場合もある。複合古墳群は数百の比較的小型の古墳が次々に添加されて形成された広大なグループである。

アラブ合同発掘調査隊は複合古墳群を完掘しなかったため、1980年～1982年に、バハレーン考古局の依頼により、パキスタンのM・R・ムガルが未発掘の「D地区」を完掘した。同区は複合古墳群全体の約4分の1で、全体または一部を外壁で囲われた153基の古墳が一体となっていた。それぞれ1人用の埋葬用石室を1室持つものが圧倒的に多いが、2室～4室持つものも少数あり、発掘された石室は計178室であった。後者は中期ディルムン時代のものである。

これらの発掘は高度経済成長を経た国のほとんどが通る道である。バハレーンでは90年代まで開発のための埋蔵文化財の事前調査が多数続いた。サール・ジャナビーヤ古墳群では、都市開発の進展に伴い、バハレーン政府考古局が相当数の古墳を発掘調査した。その一部は発掘終了時の状態で保存されており、今後の調査、研究への活用が期待される。石積みの垂直な外壁がよく遺されているものは、ディルムンの古墳が「土饅頭」ではなく、円筒形の石造建築物であったことを物語っている。また墳丘半截状態を留めるものは、その経年変化を学ぶ好材料である。

現在、遺跡の周囲にはフェンスが張られ、保護されている。また、盗掘や砂利採取を禁止する看板が立てられている。

参考文献

- Crawford, H. and M. 2000 *Traces of Paradise: The Archaeology of Bahrain, 2500 BC-300 AD*. The Dilmun Committee, London.
 Højlund, F. 2007 *The Burial Mounds of Bahrain – Social Complexity in Early Dilmun*. Jutland Archaeological Society.
 Ibrahim, Moawiyah 1982 *Excavations of the Arab Expedition at Sār el-Jīr*, Bahrain. Ministry of Information, Bahrain.
 MacLean, R. and T. Insoll 2011 *An Archaeological Guide to Bahrain*. Oxford, Archaeopress.
 Mughal, M. R. 1983 *The Dilmun Burial Complex at Sar: The 1980-82 Excavations in Bahrain*. Ministry of Information, Bahrain.



図 29. 発掘された古墳



図 30. 発掘された古墳



図 31. 発掘された古墳



図 32. ジャナビーヤ古墳群

ウナム・ジドル古墳群 Umm Jidr Burial Mounds

تلال مدافن أم جدر

バハレーン本島の中央部西寄りの丘陵斜面に広がる古墳群であり、古墳群としては最も南に位置する。この古墳群は、自然地形に合わせる形で東西に広がりを見せている。墳丘の規模はほとんどが径5メートル～10メートルであり、その数は数千基にのぼる。この古墳群は初期ディルムンタイプと後期ディルムンタイプからなる。初期タイプは、紀元前2300年～2050年にあたる。墳丘には礫混じりの土砂を盛り、頂部は平坦であり、墳丘中央部に石室が設けられる。墳丘裾部には外護列石が巡る。この時期の石室には天井石は横架されていない。後期タイプは、紀元前2050年～1600年あたり、墳丘は土砂で円錐状に盛り上げられ、裾部には外護列石が巡る。墳丘には石室が設けられ、天井石が横架されている。被葬者に伴う副葬品は、日常生活用の土器類、食物、飲料用駝鳥の卵の殻、装身具そして後期には印章も副葬されるようになる。これらの副葬品にはメソポタミアやインダスの品々も多く含まれ、その交流を窺い知ることができる。

この古墳群は、ほとんど破壊されることなく遺存している、バハレーンでも稀有な古墳群である。この中で1940年にピーター・B・コーンウォールによって30基が発掘され (Cornwall 1943, 1946a, 1946b)、1965年にはデンマーク隊によって後期タイプのマウンド251が調査された (Højlund 2007)。1979年にはフランス隊によって7基が発掘調査された (Cleuziou *et al.* 1981)。また、2006年にはバハレーン国立博物館によって古墳群の北西端部で35基が緊急発掘調査された。

古墳の周辺には、F1サーキットとサファリ・パークがあり、これらの施設を建設する際に、一部の古墳が破壊されてしまった。しかし、市街地から遠いため、数有る古墳群の中で最も保存状態の良い古墳群である。

参考文献

- Cleuziou, S., P. Lombard and J. F. Salles 1981 *Fouilles a Umm Jidar, Bahrain*. Recherche sur les grandes civilisations. Memoire 7.
 Cornwall, P. B. 1943 The Tumuli of Bahrein, *Asia and the Americas* 43, 230-234.
 Cornwall, P. B. 1946a On the location of Dilmun. *BASOR* 103, 3-11.
 Cornwall, P. B. 1946b Ancient Arabia: Explorations in Hasa, 1940-41. *Geographical Journal* 107 28-50.
 Højlund, F. 2007 *The Burial Mounds of Bahrain – Social Complexity in Early Dilmun*. Jutland Archaeological Society.



図 33. ウンム・ジドル古墳群

シャホーラ古墳群 Shakhura Burial Mounds

تلال مدافن الشاخورة

バハレーン本島北部、パールパール神殿の東南、ブダイヤ通りの西に位置するタイロス時代の古墳群である。近くには同じタイロス時代のジャヌサーンやアル＝ハジャル墓地遺跡が存在する。この古墳群の特徴は、大小様々な規模の古墳が存在し、埋葬施設としては、積み上げられた石材の上に漆喰が厚く塗られた箱式棺や漆喰で塗り固められた複数墓室が形作られている。一つの墳丘に多数の埋葬施設が設けられる場合が多い。その中でマウンド 1-1992-93には188基の棺が設けられ、マウンド B2には300基以上の棺が設けられていた (Salman and Andersen 2009)。副葬品としては土器類、ガラス器、骨角器、テラコッタ、装身具、コインなどがある。また墳丘上や棺上には墓石としての人物の半身像が設置されるものがある。このシャホーラは、現在発見されているタイロス時代の墓地の中では最大である。

この古墳群の保護状況は、非常に悪い。削平され、石室が地上に露出し、人骨が地表に散乱している古墳まで存在する。

参考文献

Salman, M. I. and S. F. Andersen 2009 *The Tylos Period Burials in Bahrain Vol. 2, The Hama Town DS3 and Shakhoura Cemeteries*, Ministry of Culture & Information.

ジャヌサーン古墳群 Jannusan Burial Mounds

تلال مدافن جنوسان

パールパール神殿の東側の緑豊かな住宅街の中に存在する古墳群である。巨大な8基の古墳が東西一列に並ぶように築造され、高さ10mを超える墳丘も存在する。この古墳群はタイロス時代のもと考えられ、東から三番目の古墳にはタイロス時代の特徴と言える漆喰で固められた墓室が現在でも一部露呈している。

遺跡はフェンスで囲まれ、盗掘、砂利採取を禁止する看板が立てられ、保護されている。しかし、遺跡には大量のゴミが不法投棄され、石室の建材が持ち去られるなど、保護状況は芳しくない。



図 34. 石材の採取によって破壊された古墳



図 35. 地表に剥き出しとなった石室



図 36. ジャヌサーン古墳群



図 37. ジャヌサーン古墳群

アル＝ハジャル墓地遺跡 Al-Hajar Cemetary

تلال مدافن الحجر

シャホーラの南、ブダイヤ高速道路の西に位置する。岩盤を削り抜き、長方形の堅穴を数石の天井石で覆い、埋葬施設を形作っている。しかし、墳丘を示す盛土は認められていない。約150基余りが確認され、古い墓は初期ディルムン時代にあたるが、ほとんどの墓は中期・後期ディルムン時代に再使用もしくは再構築されている。さらにこの墓地には多くのタイロス時代の古墳が存在する。

遺跡は、保護のためフェンスで囲まれているが、遺跡内には、大量のゴミが散乱している。

ムカバ古墳群 Muqaba Burial Mounds

تلال مدافن المقابة

シャホーラの北、ブダイヤ高速道路の西に位置する。現況では低く大きなマウンドが存在する。タイロス時代に相当すると思われる。

遺跡はフェンスで囲まれていたが、多くのゴミが不法投棄されている。

アル＝マクシャ古墳群 Al-Maqsha Burial Mounds

تلال مدافن المقشة

ブダイヤ高速道路の東側に位置するタイロス時代の古墳である。この墓にはこの時期に特徴的な漆喰で塗り固められた棺数基が埋葬施設として採用され、現状でも調査された古墳がそのまま遺存しており、埋葬施設と外護列石を見ることができる。

遺跡はとくに保護対策がされておらず、石室も壊れ、ゴミが散乱している。



図 38. アル=ハジャル古墳群



図 39. アル=ハジャル古墳群



図 40. ムカバ古墳群



図 41. ムカバ古墳群



図 42. アル=マクシャ古墳群



図 43. アル=マクシャ古墳群

カラートゥ・ル＝バハレーン Qal'at al-Bahrain

قلعة البحرين

カラートゥ・ル＝バハレーンは、バハレーンの首都マナーマから西へ約5キロメートル、バハレーン島北海岸に面する遺丘である。遺丘の高さは12メートル、大きさは300メートル×600メートル程度で、紀元前2200年から紀元後16世紀にかけて連綿と居住された遺跡である。

カラートゥ・ル＝バハレーンではじめて発掘調査を実施したのはデンマーク隊である。彼らは、1954年から1978年にかけて、毎年この遺丘の発掘調査を実施した。1977年にはフランス隊が発掘調査に参入し、現在まで継続して発掘調査を行なっている。

カラートゥ・ル＝バハレーンの最下層からは、紀元前2200年に遡る城壁集落が発掘されている。紀元前3千年紀前半頃から、古代メソポタミアの文献史料に、ディルムンという地名が登場するようになる。このディルムンに比定されているのが、バハレーン島である。メソポタミアの文献研究からは、ディルムンの商人が、ペルシア湾を舞台にした海上貿易で活躍し、銅や金、銀、ラピス・ラズリ、紅玉髓など様々な商品をメソポタミアに運びこんでいたことが明らかにされている。このことを裏付けるかのように、カラートゥ・ル＝バハレーンからも、商業取引きで用いたメソポタミアやインダス式の印章や分銅、メソポタミアやイラン産の土器などが出土している。

カラートゥ・ル＝バハレーンは、その後も、紀元前2千年紀、紀元前1千年紀を通じて居住された。現在、遺跡を覆っているものはポルトガル砦である。バハレーンはペルシア湾の海上交通の要所にあるため、とくに16世紀、ペルシア湾の海上交易を抑えるため、ポルトガルやイラン、オスマン帝国がバハレーン島をめぐる激しく戦闘を繰り返した。その攻防の舞台となったのが、このポルトガル砦である。ポルトガル人が、現在見られる姿にこの砦を改築したのは、1561年のことであった。

このカラートゥ・ル＝バハレーンは、遺跡の持つ顕著かつ普遍的な価値が認められ、バハレーン初の世界遺産として、2005年にUNESCO世界遺産に登録された。現在は、ポルトガル砦を中心に復元・修復が進み、ツーリスト用のパスや音声ガイドも整備されている。また、2008年には、遺跡のすぐ脇にサイト・ミュージアムが建設されている(カラートゥ・ル＝バハレーン博物館の頁参照)。

カラートゥ・ル＝バハレーンに対する協力に関しては、具体的にバハレーン側から2つの提案事項があった。1つ目は、遺跡のバッファゾーン内の考古学分布調査である。カラートゥ・ル＝バハレーンはナツメヤシ畑によって囲まれている。このナツメヤシ畑は、遺跡の景観を守るために、バッファゾーンとして保護されている。しかし、現在、バッファゾーン内からもイスラム期の邸宅址などの遺構が発見され、発掘調査が行われている。バッファゾーンは将来的に、市街地の発達に巻き込まれる可能性があるため、日本側にバッファゾーン内の分布調査を依頼してきた。2つ目は、ポルトガル砦内にあるキャプテンタワーと呼ばれる遺構の発掘・修復を行って欲しいという要請である。この遺構は、砦の中心に位置する2階立ての遺構である。遺跡の整備のためにも是非、発掘・修復をして欲しいとの依頼であった。

参考文献

MacLean, R. and T. Insoll 2011 *An Archaeological Guide to Bahrain*. Oxford, Archaeopress.



図 44. カラトウ・ル=バハレーンの衛星写真



図 45. ボルトガル砦



図 46. イスラム期の遺構



図 47. ボルトガル砦内のキャプテンタワー



図 48. バッファゾーン内で確認されたイスラム期の邸宅址



図 49. 1980年代のボルトガル砦

バルバル神殿 Barbar Temple

معبد بار بار

バハレーン本島の北西海岸に近いバルバル村の南郊にあるバルバル文明（初期ディルムン）の神殿遺跡である。1954年にP・V・グロブによって発見され、1961年～1962年までデンマーク考古学調査隊によって8次にわたる発掘調査が実施された。さらにその後生じた疑問点を解消すべく、1970年、1983年、2004年に追加発掘が行われた。

発掘前の遺跡は10メートル～20メートル離れた大小2つの遺丘であったが、発掘により、切り石積みの基壇からなる2つの建造物（主神殿と北東神殿）が姿を現わした。大きい丘で発見された主神殿には第Ⅰ期～第Ⅲ期があり、出土土器の研究によれば、いずれもカラトウ・ル＝バハレーンの第Ⅱ期に並行し、北東神殿は主神殿の第Ⅲ期に近い時期とされる。

第Ⅰ期と第Ⅱ期は径50メートル～60メートルほどの楕円形の基壇（下壇）の上に一辺25メートルほどの方形の基壇（上壇）を載せたもので、井戸、「水槽」とそれに達する階段、楕円形の囲繞地など様々な付帯設備を伴っていた。第Ⅱ期の神殿の上壇には、ダブル式の円形供物台が設置されていた。第Ⅲ期は一辺約40メートルの方形基壇だが、保存が悪いため、井戸が付設される以外、詳細は不明である。

この遺跡の出土遺物として青銅製の雄牛の頭があり、バハレーンの考古学を象徴しているが、ほかにも銅または青銅製の器物が数多く出土している。雪花石膏および方解石製容器、「ディルムン式」のスタンプ印章とその捺痕のある土製トークンも相当数出土している。後者のいくつかにはサール集落遺跡出土品と共通の印章が捺されている。

北東神殿は主神殿第Ⅲ期の方形基壇から約20メートル離れた位置で発見された、一辺24メートルほどの方形の基壇であるが、現在では、それはより大きな下壇の上に構築された上壇であると考えられている。上壇には建物の痕跡は残存しないが、中央部で地下へ続く階段が発見された。階段の先には井戸部屋があり、給水路が2本設置されていた。独立した神殿というよりは、第Ⅲ期の主神殿に付属する「水槽」である可能性が指摘されている。

バルバル神殿遺跡は、初期ディルムンすなわちバハレーンにおける最初の文明を指すバルバル文明の呼称の由来となった標準遺跡であり、最大の神殿遺跡として知られている。その祭神は明らかに地下の淡水に住む水神であり、メソポタミア神話のエアまたはエンキに相当する。

現在この遺跡の主神殿は修復され、整備された歩道から第Ⅱ期の神殿の遺構を見学する来訪者が絶えない。ただ、北東神殿は埋め戻され、目には見ることができない。また、文化省が中心となって、新たに遺跡脇にサイト・ミュージアムを建設する計画を進めている。

参考文献

- Andersen, H. H. and F. Højlund 2003 *The Barbar Temples, Vols. 1 & 2*. Jutland Archaeological Society Publications Vol. 48, Højbjerg.
- Højlund, F. et al. 2005 New Excavations at the Barbar Temple, Bahrain. *AAE* 16: 2, 105-128.
- Andersen, H. H. 1985/1986 The Barbar Temple Re-excavated. *Dilmun: Journal of the Bahrain Historical and Archaeological Society*, No. 13, 53-60.
- Andersen, H. H. 1986 The Barbar Temple: Stratigraphy, Architecture and Interpretation. *Bahrain through the ages: the archaeology*. Al-Khalifa & Rice ed., 166-177.
- Mortensen, P. 1986 The Barbar Temple: Its Chronology and Foreign Relations Reconsidered. *Bahrain Through the Ages: the Archaeology*. Al-Khalifa & Rice ed. 178-185.
- Doe, B. 1986 The Barbar Temple: the Masonry. *Bahrain through the Ages: the Archaeology*. Al-Khalifa & Rice ed. 186-191.



図 50. パールパール神殿のプラン



図 51. パールパール神殿内の井戸と水槽



図 52. パールパール神殿内の立石



図 53. パールパール神殿内の圍繞地



図 54. パールパール神殿の案内板



図 55. パールパール神殿から出土した青銅製雄牛像

ディラーズ神殿 Diraz Temple

معبد الدرز

ディラーズ東遺跡とも呼ばれる。現在のディラーズ村の東にあり、ブダイヤ高速道路の北に面している。本来はここに相当規模の集落があったと思われるが、大半は開発によって失われ、発掘された部分を含む1000平方メートル余りが辛うじて遺されている。1983年にマイケル・ロウフらの英国隊によって発掘され、初期ディルムン時代の神殿跡であることがわかったが、詳細は未報告である。

この遺跡の遺構は石積みによって造られ、部分的に漆喰が使用されていた。外寸の一辺約5.5メートルの小さな内陣があり、西側に出入口がある。東側にはいくつかの小部屋が付属している。内陣の西と北側に9基の円柱が規則的に並んでいる。出入口の前に方形の台があり、供物台と考えられている。円柱群は屋内で天井を支えていたと考えられたが、最近では、サール集落遺跡の神殿との類似から、屋外に設けられた円形の供物台群とする考えもある。その西側に内法10メートル×3メートルほどの長方形の部屋があり、東側に出入口がある。この部屋は複数の部屋からなる建物の一部であるが、ほかの部屋はほとんど失われている。

この神殿は後期ディルムン時代に再利用されたと思われ、カラトウ・ル＝バハレーンIV期の「蛇埋葬」に使用されているものと酷似する浅鉢が出土したが、同様の奇習が行なわれた証拠は知られていない。また部屋の一つに、少なくとも5人が埋葬されていたが、それも同じ時代とされている。

この遺跡があるディラーズ村の郊外では年々開発が進められ、保存地区の周辺にも都市化の波が押し寄せてきている。ディルムン時代の数少ない神殿跡の一つとして、この遺跡は保存されなければならない。現状では周囲に金属製の柵を設けて、立ち入りを禁じているが、実際には隙間から自由に侵入することができる。しかし柵を補修あるいは新調しても、この遺跡の活用からは程遠い。むしろ遺構の必要箇所を効果的に補修して通路を整備し、見学者がある程度内部に立ち入ることを許した方が、活用効果は高い。見学者のための解説パネルを設置することも、遺跡が理解され、見学者の自発的意志によって護られるための効果的手段であると考えられる。

参考文献

- Clarke, A. 1981 *The Islands of Bahrain*. The Bahrain Archaeological and Historical Society.
 Nayeem, M. A. 1992 *Prehistory and Protohistory of the Arabian Peninsula Vol 2: Bahrain*. Hyderabad Publishers, Hyderabad.
 Rice, M. 1994 *The Archaeology of the Arabian Gulf, c. 5000-323 B.C.* Routledge, London.
 Vine, P. 1993 *Bahrain National Museum*. Immel Publishing, London.



図 56. ディラズ神殿



図 57. ディラズ神殿

アイン・ウム・ツ＝スジュール遺跡 Ain Umm as-Sujour Site

موقع عين أم السجور

バハレーン本島北東部にあるディラーズ村の東側、ディラーズ神殿の北北西600メートルに位置する初期ディルムン時代の遺跡である。遺跡は5つの砂の山に囲まれた長径60メートルほどの楕円形の窪地と、その東南に延びる微高地から成り、入念に加工された大きな石材が多数散乱していた。

火山の噴火口に似たこの不思議な地形の形成にまつわる伝説がある。イスラーム時代の初期のカリフ、アブドゥルマレク・イブン・マルワーン(685年～705年)が、以前の多神教に戻ってしまった村人を処罰するために、この地にあったバハレーン最大の井戸を埋めたというものである。

1954年に、ジェフリー・ビビー、P・V・グロブらデンマークの考古学調査隊がこの遺跡で初めて小規模な発掘を行い、砂山の下から方形の井戸部屋とそれに続くL字形の階段を発見した。出土遺物の中で顕著であったのは頭部を欠く1対の石製動物像で、またこの遺構は「聖なる井戸」と呼ばれた。

1991年から1996年までに、この遺跡では、小西正捷を隊長とする日本の考古学調査隊によって、4次にわたる再調査が行なわれた。デンマーク隊が発見した井戸状の遺構(1号井戸)が再発掘され、井戸部屋からの排水路が発見された。またこの遺構の隣に、日本隊はもう一つのよく似た遺構(2号井戸)を発見した。1号井戸が地上構築物であるのに対し、2号井戸は、1号井戸がすでに使用されなくなり、地面が相当高くなった後、半地下式構築物として作られたものである。この遺構からは石製の供物台が出土しており、1号と同様、神殿の付属施設であったと考えられている。

日本隊はまた、巨大な窪地とそれに続く微高地の発掘を行った。前者は近年まで使用された農業用のアルトワ式自噴泉であるが、その始まりは、巨大な石造建築物すなわち2つの井戸状遺構が付属していた初期ディルムン時代の神殿の破壊と石材の盗掘にある。窪地周辺の砂山と散乱する石材はその名残であった。

東南の微高地では初期ディルムン時代の終末かそれ以降に営まれた集落跡が発見された。この時代には神殿はすでに廃墟化し、石材の略奪が始まっていたと思われる。住民たちも盗んだ石材を利用して家屋を建てたが、それらも大半は後世の盗掘者によって再び盗み去られた。

アイン・ウム・ツ＝スジュール遺跡は初期ディルムン時代の神殿跡であるが、廃絶後早い時代から、石材を目的とする破壊が進み、さらに地下水を求めてアルトワ式自噴泉が掘られた。本殿は完全に消滅し、付属施設であった2つの井戸状遺構だけが廃土の下で保存されてきた。同様の遺構はバールバール神殿群で2基知られる「プール」であり、いずれもこれらの神殿で祭られていたであろう水神の地下の棲家に通じるものと考えられた。遠くメソポタミアの古代人はディルムンにおける水神信仰を聞き、エンキやエアにまつわるディルムン神話を創作した。

日本隊の調査終了後、この遺跡は鉄柵により完全に侵入者から護られている。とりあえずは外部から見える位置に遺跡の解説を掲示し、将来の保存と活用について検討することが必要だと考えられる。

参考文献

Andersen, H. A. and F. Højlund. 2003 The Well at Umm as-Sujur (Appendix 5). *The Barbar Temples, Vol. 2*, 35-45.

Bibby, Geoffrey. 1970 *Looking for Dilmun*. Collins, London.

Gotoh, Takeshi. A Lost Temple of Dilmun?: Excavations at Ain Umm es-Sujur, Bahrain. *Twenty Years of Bahrain Archaeology (1986-2006)*. In Press.

Konishi, Masatoshi A. et al. 1994 *Ain Umm es-Sujur: an Interim Report 1993/4*. Rikkyo Univ., Tokyo.

Konishi, Masatoshi A. et al. 1995a *Ain Umm es-Sujur: an Interim Report 1991/2*. Rikkyo Univ., Tokyo.

Konishi, Masatoshi A. et al. 1995b *Ain Umm es-Sujur: an Interim Report 1994/5*. Rikkyo Univ., Tokyo.



図 58. アイン・ウンム・ツ＝スジュール遺跡

アラード・フォート Arad Fort

قلعة عراد

アラード・フォートは、バハレーンの北東部ムハラック島の西海岸に位置する。バハレーンのかつての中心地ムハラックを守るため13世紀に建設されたこの城砦は、バハレーンの中で戦略上最も重要な城砦の1つであった。15世紀のバハレーンを描いた古地図などにも、この城砦の名前を確認することができる。アラードという名称は、かつてムハラック島がタイロス期にアラドゥスと呼ばれていたことに由来する。

この城砦は矩形のプランをし、四隅に円形のタワーを持つ。かつて、城砦全体が水壕によって囲まれていたことが確認されている。

このアラード・フォートでは、1980年代に3年間に渡り保存修復が行われている。現在、城砦の周辺は海浜公園として整備され、スポーツ・センターやレジャー・センターが立ち並んでいる。アラード・フォートにも見学者、旅行者用に駐車場などが整備されているが、残念ながら城砦の歴史を説明する案内板などは一切設置されていない。

現在バハレーン政府は、この城砦の脇に、小展示、カフェを持つビジター・センターを建設することを計画している。また今後、対岸のバハレーン島にあるバハレーン国立博物館とアラード・フォートを直接栈橋で繋ぐことも計画されている。



図 59. アラード・フォートの衛星写真



図 60. アラード・フォートの外観



図 61. アラード・フォートの内部



図 62. アラード・フォートの外観

シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル＝ファーティフ砦 Shaikh Salman Bin Ahmed al-Fateh Fort

قلعة الشيخ سلمان بن أحمد الفاتح

バハレーン中央部のリファー地区にある崖の上に建造された方形の城塞である。リファー砦とも呼ぶ。おおむね平らな土地が多いバハレーンの都市を見渡すことができるように戦略的に建造されている。17世紀のシャイフ・アル＝ガブレイの治世の際、シャイフ・ファハール・ビン・フハールによって砦として建造されたのが最初である。ハリーファ家のバハレーンの支配に際し、シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル＝ハリーファが軍事的用途のために、1812年に城塞の跡地にこの砦を建造した。国内が安定した19世紀後半以降は、居住地として利用された。1848年にシャイフ・イーサ・ビン・アリーが生まれたのもこの城塞である。

19世紀のイスラームの軍事要塞としての様式を持ちつつ、石灰、土、ヤシの木、マングローブなどの土地の素材を利用した造りとなっている。天井部は通常土造であるが、石膏を上塗りし彫刻を施したものもある。四隅に塔をそれぞれ設けており、円塔と方塔が2つずつある。内部に3つの中庭を持ち、その周りを居住空間として利用しており、35部屋ある。また、資料は少ないものの城塞内にはモスクがあったとされる。

1987年に修復計画が持ち上がり、1989年～1993年にかけて修復され、建造当時の状態に戻された。現在は一般公開され、観光地となっている。夜にはライトアップされ、遠くから見渡すことができ、観光資源として利用価値が高い。

修復も済みであり、建物の状態は安定しているため、保存・修復の分野における課題はとくに見当たらない。一方で、館内には説明板などは設けられていないため、今後は歴史的意義、建築様式、修復の箇所などについて理解が深まるよう、活用の面において協力ができると考えられる。

参考文献

Kingdom of Bahrain, Ministry of Information, Culture and National Heritage, Directorate of Archaeology and Heritage *Shaikh Salman Bin Ahmed Al Fateh Fort* Government Printing Press, Kingdom of Bahrain.



図 63. シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル=ファーティフ
砦全景



図 64. シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル=ファーティフ
砦中庭



図 65. シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル=ファーティフ
砦方塔



図 66. シャイフ・サルマーン・ビン・アフマド・アル=ファーティフ
砦居住空間入口

アル＝ハミース・モスク Al-Khamis Mosque

مسجد الخميس

2本の尖塔で有名なアル＝ハミース・モスクは、シャイフ・サルマーン高速道路沿いのビラードウ・ル＝カディーム地区に立地するバハレーン島最古のモスクである。このモスクは、8世紀初頭に建設され、14世紀頃まで利用されたと言われている。19世紀、廃墟となったモスクの傍で、木曜市（スーク・ル＝ハミース）がたっていたことから、このモスクは、アル＝ハミース・モスクあるいはスーク・ル＝ハミース・モスクと呼ばれるようになった。

このモスクは、1950年代にバハレーン政府によって復元修復、また1980年代にはモニカ・ケルバン率いるフランス隊によって発掘され、モスクのプランなどが明らかにされた。また、今世紀に入り、ティモシー・インソール率いるイギリス隊も発掘を行なっている。イギリス隊は、モスク周辺から8世紀に遡る市街地の一部を発掘し、バハレーン島の中心地として栄えたビラードウ・ル＝カディーム地区のかつての繁栄ぶりを明らかにした。

アル＝ハミース・モスクは、遺跡公園として整備され、一般に開放されているものの、公園の老朽化が目立つ。モスクを囲う壁は崩れ、また、遺跡の説明板も色褪せてしまい読むことができなくなっている。しかし、新たにサイト・ミュージアムを建設し、公園をリニューアルする計画が、バハレーン政府によって進められている。

参考文献

MacLean, R. and T. Insoll 2011 *An Archaeological Guide to Bahrain*. Oxford, Archaeopress.

イスラーム期カナート Qanat in Islamic Age

قناة في الفترة الإسلامية

ハマド・タウン古墳群のうちのカルザッカン古墳群地区の北西、508号道路の西側に、道路に並行するよう南北に敷設されたカナートである。このカナートは、水源に方形の石垣を設け母泉としていた。現在、このカナートは300メートルほど確認できるが、母泉は干上がり、北辺の石垣と母泉中央の水源らしき場所に樹木が存在する。カナート内部の清掃用の竪穴が一行に並んだ窪地として確認できる。このカナートはイスラーム期のものと言われている。



図 67. アル=ハミース・モスクの尖塔



図 68. アル=ハミース・モスクの尖塔



図 69. 復元されたアル=ハミース・モスク



図 70. 色褪せた説明板



図 71. カナートの竪坑



図 72. カナートの水源

バハレーン国立博物館 Bahrain National Museum

متحف البحرين الوطني

バハレーン国立博物館は、シャイフ・イーサ・ビン・サルマーン・アル=ハリーフアによって設立、1988年にオープンしたバハレーン最大の国立博物館である。バハレーン島の北東部、キング・ファイサル・ハイウェイ沿いに位置している。フロア面積は2万平方メートルにも及び、デンマークのウォラート建築事務所が手掛けたデザインは非常に近代的である。

石器時代から現代までのバハレーンの歴史と風土を「ディルムン時代」、「タイロス時代とイスラーム時代」、「墓」、「古文書」、「慣習と伝統」、「伝統工芸品と貿易」、「自然史」の7つの展示ホールにわけ、わかりやすく展示している。これら常設の展示ホールのほか、カフェやミュージアム・ショップ、講堂、学習室、特別展示ホールなども併設されている。展示は分かりやすく随所に工夫が見られる。例えば、「墓」の常設展示ホールには、ディルムン時代からタイロス時代までの各種の古墳が展示ホール内に移築され、迫力ある展示となっている。入場料は0.5ディナール（日本円にして100円程度）と非常に安価で、また驚くことに、開館時間も朝8時から夜20時までと非常に長い。

博物館と同じ敷地内には、文化省のオフィスが併設されている。博物館の担当者とミーティングを行なったところ、担当者からは、長期的な博物館学のワークショップと保存修復家に対するトレーニングを行なって欲しいという具体的な要請があった。現在、バハレーン国内には博物館学と保存修復を専門的に教える大学がない、というのがその主だった理由であった。また、かつてUNESCOなどが専門家を派遣しワークショップを開催したが、いずれも短期的なもので、効果的ではなかったと述べていた。長期的かつシステムティックな人材育成が望まれる。

参考文献

Vein, P. 1993 *Bahrain National Museum*. London, Immel Publishing Ltd.



図 73. バハレーン国立博物館の正面



図 74. 遺物台帳



図 75. バハレーン国立博物館内に移築された古墳



図 76. バハレーン国立博物館内に移築された石室



図 77. 「慣習と伝統」の展示ホール



図 78. 収蔵庫

カラートゥ・ル＝バハレーン博物館 Qal'at al-Bahrain Site Museum متحف موقع قلعة البحرين

カラートゥ・ル＝バハレーン博物館は、カラートゥ・ル＝バハレーン遺跡に付随したサイト・ミュージアムである。デンマークのウォラート建築事務所が設計した洗練されたデザインを持つこの博物館は、2008年2月にオープンしたばかりの新しい博物館である。

カラートゥ・ル＝バハレーン遺跡から出土した約500点の遺物が「初期ディルムン期」、「中期ディルムン期」、「後期ディルムン期」、「タイロス期」、「イスラーム期」の5つの展示コーナーに分け、分かりやすく展示されている。展示コーナーは、テル（遺丘）の層位のように、時代が古くなるにつれ、だんだんと低くなる工夫がなされている。

設備も近代的でタッチパネルのほか、障害者用のリフトなども設置されている。入場料は0.5ディナール（日本円にして100円程度）と非常に安価で、開館時間は朝8時から夜20時までと非常に長い。

博物館にはカフェ、ミュージアム・ショップが附属している。カフェの営業時間は、夜22時までと博物館よりも長い。博物館の海岸に面したテラスをカフェに利用しているため、博物館よりも人気があり、夜にはライト・アップしたカラートゥ・ル＝バハレーン遺跡の夜景を楽しむことができる。



図 79. 博物館正面



図 80. 博物館とカラトウ・ル＝バハレーン



図 81. 展示スペース



図 82. 博物館に設置されたタッチパネル



図 83. 博物館のカフェ

コーラン博物館 Beit al-Qur'an (House of Qur'an)

بيت القرآن

コーラン博物館は、アブドゥル・ラティーフ・ヤーシム・カノー博士によって、1990年にバハレーンの首都マナーマのホーラ地区に設立されたアラブ世界を代表するコーラン博物館である。博士のコーラン・コレクションを中心に、世界中、各時代の様々なコーランが展示されている。コーラン博物館には図書館とモスクも併設されており、この博物館はコーランを研究する研究機関も兼ねている。

コーラン博物館のコレクションには、7世紀、8世紀と非常に古い時代のコーランも含まれており、またコレクションの一部はだいぶ傷んでいるように見受けられた。日本は世界的に見ても進んだ紙の保存修復技術を有しているため、コーランの保存修復という分野で、様々な形で協力が可能だと感じられた。実際、バハレーン滞在中にも、バハレーン国立博物館のスタッフから、コーランの保存修復分野で協力して欲しいという具体的な協力要請が寄せられてる。



図 84. コーラン博物館

シャイフ・サルマーン・ハウス Shaikh Salman House

بيت الشيخ سلمان

シャイフ・サルマーン・ビン・ハマドの邸宅址。4つの中庭の周りに27部屋ある。文化省からの紹介で、エジプト人の建築・修復家であるアラール・アル＝ハバシー氏に案内してもらい、聞き取り調査を行った。アル＝ハバシー氏によると、1970年代に一度、コンクリートを用いた修復が行われたという。現在、オリジナリティーが損なわれ、また、コンクリートが塩分で劣化しているという問題点を抱えているため、コンクリートをはがす作業を中心とした修復作業を行っており、2012年2月には終了する見込みとのことであった。アル＝ハバシー氏はこの現場の監督である。

また、アル＝ハバシー氏によると、バハレーンの建築史についてはすでに研究が進んでいるが、修復作業員の人材育成が目下の課題であるという。実際、現場で見かけた作業員は、フィリピン人、バングラデッシュ人、インド人、パキスタン人が中心で、バハレーン人の作業員はいなかった。石膏による室内装飾の修復など、技術の必要な作業は修復分野の修士号を持っているエジプト人が担当していた。将来的には、この保存修復作業の実施および、王家の歴史の展示コーナーを作ること考えているとのことである。現在は一般開放されていないが、修復作業終了後に開放される予定である。

日本との協力の可能性としては、修復技術に関する人材育成分野が考えられる。



図 85. シャイフ・サルマーン・ハウス外観（左奥の塔は修復途中）



図 86. シャイフ・サルマーン・ハウス中庭



図 87. シャイフ・サルマーン・ハウス室内



図 88. シャイフ・サルマーン・ハウス室内装飾修復風景



図 89. シャイフ・サルマーン・ハウス室内修復以前の写真との比較



図 90. シャイフ・サルマーン・ハウスのキッチン

シャイフ・イーサ・ビン・アリー・ハウス

Shaikh Isa Bin Ali House

بيت الشيخ عيس بن علي

邸宅は旧首都であるムハラック島の旧市街の中心に位置しており、シャイフ・ハッサン・ビン・アブドゥッラー・ビン・アフマド・アル=ファターハによって1800年に建設され、ムハラック地区に現存する最も古い邸宅の一つと考えられている。その後も、ハリーフア家の邸宅とされていたが、ハリーフア家の第7代目の統治者であるシャイフ・イーサ・ビン・アリーによって1869年～1932年の間、邸宅兼統治機構として利用された。

邸宅内のレイアウトは簡易であるが、特徴としては、気候に対応するため、壁厚は1メートルと厚く、素材は、石灰岩、石こう、ヤシの木といったバハレーンで手に入る素材とインドなどから輸入した竹を利用している。これらの工夫により、夏は涼しく冬は暖かいとされる。玄関周りは石膏により装飾され、木彫のドアがはめ込まれている。内部は、家族用の空間、統治者の空間、客用の空間、使用人の空間に分かれている。空調管理機能を持つ巨大なウィンドタワーを有する。

現在、修復工事中のため確認できない箇所があったが、通常は観光地として一般に開放している。入口に大きな解説板を英語・アラビア語で設けるほか、各部屋に解説板を設けており、来場者の理解の助けとなっている。修復の内容や施工者、および今後の管理計画などについては分からなかった。

参考文献

Kingdom of Bahrain, Ministry of Information, Culture and National Heritage, Directorate of Archaeology and Heritage *Shaikh Isa Bin Ali al-Khalifa House*. Government Printing Press, Kingdom of Bahrain.

スィヤーディー・ハウス

Seyadi House

بيت سيادي

有名な真珠商人アフマド・ビン・ジャシム・スィヤーディーによって1905年に建設された邸宅で、内部は石膏による装飾や木彫りの窓枠の装飾、ステンドグラスなどで彩られ、当時のバハレーン人職人による工芸技術が良くわかるとされる。来館が遅く中には入れなかったため、情報が少ない。なお、隣接するスィヤーディー・モスクと共に、2012年に世界文化遺産に記載されたムハラックの歴史的建造物保存地区（Pearling, Testimony of an Island Economy）の構成要素となっている。

参考文献

Kingdom of Bahrain, Ministry of Information, Culture and National Heritage, Directorate of Archaeology and Heritage *Bahrain Attractions*. Government Printing Press, Kingdom of Bahrain.



図 91. シャイフ・イーサ・ビン・アリー・ハウスの中庭を取り囲む居住区とウィンドタワー



図 92. シャイフ・イーサ・ビン・アリー・ハウスのウィンドタワーの内部構造



図 93. シャイフ・イーサ・ビン・アリー・ハウスの室内扉



図 94. スィヤーディー・ハウス外観



図 95. スィヤーディー・ハウス入口

シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフ文化研究センター

Shaikh Ebrahim Bin Mohammed al-Khalifa Center for Culture and Research

مركز الشيخ إبراهيم بن محمد الخليفة للثقافة و البحوث

シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフ文化研究センターは、20世紀のバハレーンの文化、教育事業に貢献したシャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフを記念して、文化芸術分野の交流を促進するために2002年に現在の文化省大臣であるシャイハ・マイにより設立された。シャイハ・マイ氏は現在も同センターの代表を務めており、同センターのオフィスは、シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフの家を改修して公会堂を増築した建物にある。展覧会や講演会を行うだけでなく、オフィス周辺に位置する歴史的建造物の改修と運営を行っている。シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフ文化研究センターが修復を手掛けた歴史的建造物のうち、調査で訪れた建物に関しては後述する。ほかに、訪れることができなかった建物で修復・活用されているものとしては、Mohammed Bin Faris Sut Music House (2005年開館)、Ibrahim al-Arrayed House (2006年開館)、IQRA Children's Library (2009年開館)がある。

全体として、文化遺産の修復といったハード面だけではなく、コミュニティセンターやカフェなどのソフト面の充実による、コミュニティ・ディベロップメントを行っているという印象がある。また、修復も現状保存ではなく、利用方法を見越したうえでの、歴史的建造物の積極的利用を目的とするアダプティブ・リユーズが中心である。観光地開発というよりも、バハレーンの地元の住民向けの利用が検討されている点が興味深い。

今回は、歴史的建造物の持つそれぞれの価値評価や建築史的資料については手に入らず、また担当者にインタビューできなかった。このため、それぞれの文化遺産の建築担当や施行主、管理計画などについては不明である。また、シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフ文化研究センターが修復した歴史的建造物が、バハレーン国内において文化遺産として規定されているのかも不明である。バハレーン国内において、個人所有者の文化遺産が個人の活動方針および民間スポンサーからの資金において、修復を行う例として興味深い。今後、センターが改修を手掛けた歴史的建造物と2012年に世界文化遺産登録がされたムハラックの歴史的建造物保存地区との保存理念、手法の違いを比較することで、バハレーン国内の文化遺産の保護概念と枠組みを検証するうえでの好材料となると考えられる。日本から協力できる面は少ないが、今後保存事業を両国間で行う場合には、保存理念や手法に関する基礎研究が必要となるため、このような事例収集も必要だと思われる。

参考 URL

Shaikh Ebrahim Bin Mohammed al-Khalifa Center for Culture and Research, <http://www.shaikhebrahimcenter.org/index.html> を参照のこと。



図 96. シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル=ハリーファ文化研究センター正面玄関



図 97. シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル=ハリーファ文化研究センター周辺



図 98. シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル=ハリーファ文化研究センター内公会堂

コラルール・ハウス Kurar House

بيت كرار

バハレーンの女性たちによる伝統工芸であるコラルール（金糸の刺繍）を若い世代に伝えるために2007年に設立された。内部は改装され、モダンな内装である。コラルールを施した伝統服の展示や制作のデモンストレーションを行っている。

コーヒー・ハウス House of Coffee

بيت القهوة

ファサードを残し、内部は完全にリノベーションされている。2009年に、カフェとして開館した。

アブドゥッラー・アッ＝ザーイド・ハウス Abdullah az-Zayed House

بيت عبدالله الزايد

2003年に開館したシャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーファ文化研究センターが民間のスポンサーを募って修復を行った初めての建造物である。1938年に、バハレーンおよびアラビア湾岸地域の初めての週刊新聞として創刊されたバハレーン新聞の創立者、アブドゥッラー・アッ＝ザーイドの家である。現在は、バハレーン新聞やアブドゥッラー・アッ＝ザーイド直筆の手紙を展示しているほか、メディアに関する講演も多数開催されている。天井はオリジナルの木造であるが、内部は最新の内装で、非常にモダンな造りになっている。

参考 URL

Shaikh Ebrahim Bin Mohammed al-Khalifa Center for Culture and Research, <http://www.shaikhebrahimcenter.org/index.html> を参照のこと。

コラル・ハウス
Kurur House

コーヒー・ハウス
House of Coffee

アブドゥッラー・アッ=ザーイド・ハウス
Abdullah az-Zayed House



図 99. コラル・ハウス内部の展示



図 100. コラル・ハウスの中庭



図 101. コーヒー・ハウス外観



図 102. コーヒー・ハウス内部



図 103. アブドゥッラー・アッ=ザーイド・ハウス内部

スーク・ル＝カイサリヤ Suq al-Qisariya

سوق القيسرية

ムハラックにある19世紀後半に真珠貿易のために建設されたドッグ（現在は埋め立てられていない）、倉庫（アマラ）と商店（ドッカーン）から構成され、歴史的建造物が多々残る商業エリアである。

文化省からの紹介を受け、このエリアの修復プロジェクトを担当しているアラー・アル＝ハバシー氏に案内してもらい、聞き取り調査を行った。

2006年に、政府はこの地区の伝統的な建物を全て取り壊し、新しくショッピング・モールを建設しようとしていた。しかし、シャイハ・マイ現文化大臣が中心となって反対運動を行い、伝統的建造物地区として保存することが決定された。

現在は、4つの建造物（アマラ2軒とドッカーン1軒、コーヒーショップ1軒）を中心に修復、活用プロジェクトを進行している。また、これ以外にも3人の建築家、20人の作業員からなる緊急保存修復チームを作り、壊れそうな建物を中心に、応急的な処置を行なっているとのことである。

アマラの一階はマスタウダと呼ばれる商品を保管する箇所になっており、風通しをよくする工夫が建物になされている。二階は居住スペースで、倉庫の建材であるマングローブは、インドから運んできたものもある。壁の石材にはサンゴ石を用いている。積極的な改修モデルとして、カフェへのリノベーションを行っているものもある。シャイフ・イブラーヒーム・ビン・ムハンマド・アル＝ハリーフ文化研究センター同様、多様な保存理念が存在している印象を受けた。

調査後の2012年、この周辺がムハラックの歴史的建造物保存地区（Pearling, Testimony of an Island Economy）として、世界文化遺産に記載された。構成要素としては、17の建造物と3つの真珠育成のためのカキ養殖場である。構成要素の建造物が、調査中に案内を受けた上記の商業施設を含むかどうかの照合はとれていない。

世界遺産への記載理由としては、古代よりバハレーンは真珠産業が有名であり、その商業活動は19世紀末から20世紀初めにかけてピークを迎え、世界的な貿易による繁栄はムハラック地区の商業都市の発展に表れていることが挙げられている。構成要素となっている商業施設や住宅は当時からその姿をほぼ変えておらず、とくにその精巧な建築装飾は当時の経済活動を反映しており貴重だと考えられている。

世界遺産を含むムハラックの歴史的建造物が多く残るエリアー帯は、1995年に制定された文化財保護法の下、2010年より保護されており、文化省の管轄にある。2011年には文化省がムハラック旧市街の発展計画を策定、バッファゾーンも設定した。これにより、このエリアの文化遺産はより包括的な管理下に置かれることとなり、具体的には無計画な開発や歴史的建造物の崩壊などについて管理が行き届くこととなった。また、12の省庁と土地所有者や企業代表者が参画する管理のための運営委員会が設けられたほか、その下部組織として文化遺産に関する専門家委員会も発足し、管理のための枠組みも整えられた。

今後、日本との協力の可能性としては、修復に携わるバハレーン人の育成という技術的貢献が検討できる。

参考 URL

Pearling, Testimony of an Island Economy, UNESCO, <http://whc.unesco.org/en/list/1364/> を参照のこと。



図 104. スーク・ル=カイサリヤ周辺



図 105. アラー・アル=ハバシー氏からの聞き取り調査



図 106. アマラ外観



図 107. アマラ内部



図 108. カフェに改装しているドッカーン



図 109. カフェに改装しているドッカーン

5. 考察

5-1. 現状と課題

今回の調査を通して明らかになったバハレーンの文化遺産の現状とそこで浮かび上がってきた課題について考察する。まず、バハレーンは今後湾岸諸国の中で文化を軸にして発展していく気概があることが聞き取り調査の中で明らかになった。文化省大臣シャイハ・マイ王女を中心に、バハレーン国内の文化遺産保護を積極的に進めている。その方針は、今後20年の国土開発・発展に関する政策として掲げている“The Bahrain Economic Vision 2030”の中で、開発・発展のための10項目の中に文化、考古遺産保護を挙げていることから明らかである⁶。具体的には、そのほかにも、バハレーン政府による文化遺産保護に対する積極的な姿勢は、2011年の世界遺産委員会開催地の立候補、世界遺産アラブ地域センター（Arab Regional Center for World Heritage、通称ARC-WH）の設立、国際学術会議やフェスティバルの開催、サイトミュージアムの建設計画、などに見てとることができる。湾岸諸国の中で比較的イスラームの戒律も厳しくなく、治安も良好であるため、今後はさらに文化遺産を利用して観光業が発展していく可能性が十分にある。

文化遺産保護制度に関しては、文化遺産保護法も存在し、各条約についても積極的に批准する姿勢を見せ、また文化省が一元的に文化遺産保護行政を担い、必要であれば他省庁との連携のための枠組みを作るなど、文化遺産の保護・管理に必要な仕組みが整いつつあるように思える。その一方で、国内の人材育成は追いついておらず、一部のバハレーン人に負担が集中しており、また海外からのコンサルタントの協力を得ている状況である。海外からの協力も以前と比べ減少してきており、現在の国際支援はフランス、デンマークが中心となっているが長期的ではない。今後は海外からの知識供与を効率的に利用しつつ、国内の人材育成が必要となってくると思われる。短期のワークショップだけではなく、大学での学科開設や海外への長期留学、海外専門家の長期雇用など、文化遺産保護に係る分野全般での底上げが課題であると思われる。

文化遺産保護状況に関しては、すでに前章で具体的に述べているので、総合的に言えることに留める。古墳に関しては、バハレーンの象徴である重要な遺跡にも関わらず、開発工事に伴う古墳の消失をはじめ、盗掘、ゴミの不法投棄、石材・砂取に伴う破壊が問題視されている。法整備が整い、罰則を設けたり、注意を促す看板や遺跡を囲うフェンスを設置したりと施策をとっているとのことであるので、今後の環境改善に期待をしたい。しかし、遺跡の周りに遺跡に関する説明板などはなく、地元住民を始めとする国民や観光客に遺跡の重要性が伝わっているのかは疑問である。遺跡の管理・整備のためには、まず遺跡の持つ価値を多くの人に理解してもらえるような施策を講じることが今後の課題ではないかと考えられる。

カラートゥ・ル＝バハレーンに関しては、管理計画も制定され、遺跡整備が進み、オーディオガイドの導入やサイトミュージアムの建設など、遺跡の活用、展示にもすでに積極的に取り組んでいる。しかし、古来より都市化した地域であったため、バッファゾーンの考古学的分布調査が必要となっているが、まだ手つかずの地域も残っており、UNESCOから詳細な保存管理計画の作成を求められているとのことであった。また、遺跡内にある「キャプテンタワー」と呼ばれる遺構は崩壊しており、危機的状況にあり立ち入ることができない。遺跡の中心部に位置するキャプテンタワーから湾の見晴らしは良く、当時交易を介して発展したというバハレーンの歴史を理解する上でも重要な遺構である。このため、海外調査団による遺構の発掘と整備を望んでいるとのことであった。

博物館に関しては、展示は洗練されており、英語での表記も多く、展示環境も管理されていた。国立博物館の収蔵保管庫や保存修復室を見学したが、遺物の管理も遺跡管理カードを利用して体系的に行われていた。紙媒体での目

6 Bahrain National Planning Strategy 2030, SOM, http://www.som.com/content.cfm/bahrain_national_planning_development_strategy を参照のこと。

録ではあるが、収蔵品の目録も作成されていた。目録の電子化は現在進行中であるとのことであった。2名いる保存修復担当者は比較的经验豊かであるとのことだが、収蔵品の内容・量に比べると人材が不足していると思われた。このため、長期的な研修実施など保存科学・保存修復分野の人材育成が課題である。

ムハラックの歴史的建造物に関しては、世界遺産登録申請書作成を通して、ドキュメンテーションや管理計画作成に関してはすでに取り組んでいる。独自の管理体制を整えたほか、部分的に修復を開始するなどバハレーン側で保護、整備を進めている。聞き取り調査では、建築史の分野に関する学術的調査もすでに進んでいることが明らかになった。その一方で、現場の作業はバハレーンへの出稼ぎ労働者が中心となって行っていることなどから、初級から中級の修復技術を持つ専門家の育成が課題となっており、そのための教育機関の設置のための技術支援への教育依頼があった。しかし、ほかの分野に比べると要望はまだ具体化していないようである。

5-2. 今後の協力の可能性と日本の役割

今回の調査で明らかになったことは、今後文化遺産保護を活用して国の発展を目指すバハレーンは、学術面での長期的な協力を求めていることである。遺跡の状況も、緊急支援を要する危機に瀕する遺跡というものも存在しないため、今後は発掘や研究といった分野での協力が必要になってくる。また、すでに経済的にも発展した国であるため、機材供与などの支援ではなく、日本が蓄積してきた考古学的調査の分野における知識供与などの人的協力が求められていると考える。また、以上のような理由で、支援という言葉は馴染まず、協力という枠組みの中での活動が求められていると考える。

このため、バハレーンと日本の長期的文化交流の発端となるよう、以下2分野での支援を提案したい。

①古墳群の保存管理・整備についての技術支援（学術的発掘等）

日本にもバハレーンと同様に多くの古墳が存在し、その多くは開発や都市化の脅威にさらされてきた。この状況に対し、日本の文化遺産保護行政下では、古墳群の保護・管理・整備に関する施策が講じられ、重要な古墳の保護が行われてきた。考古遺物に関しては保管・保存・展示が行われ、調査結果は現地に説明板を設置するなど、遺跡を訪れた多くの人の理解を深める工夫がされている。さらに、百舌鳥・古市古墳群や飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群が世界遺産暫定リストに登録されており、今後世界遺産登録を目指す上でのドキュメンテーションや講ずべき施策においても、今後想定される課題は共通するものが多いと想定される。すでに1990年代から日本がバハレーンの考古学発展に寄与したことから、バハレーン側がこの分野において日本にかける期待は大きい。

②カラートゥ・ル＝バハレーンの保存・整備

カラートゥ・ル＝バハレーンはバハレーンの文化遺産として顕著な価値を有するものであり、観光地としても人気が高い。このため、この遺跡において日本が協力すれば、日本・バハレーンの交流を示すものとして日本の貢献度に関する発信力も高まる。現在フランス隊とバハレーンが中心となって整備を進めているものの、規模が大きいため、バッファゾーンを含めての詳細な保存管理計画の作成が緊急に求められている。保存管理計画に必要な基礎資料作成のためには、分布調査が必要であるが、この調査は発掘に比べ人件費や事業費の目途も立ちやすく短期間で実施できる。また、古墳発掘で利用した3次元レーザー計測による航空撮影も分布調査に応用ができる。一方で、崩壊が進んでいるキャプテンタワーの発掘と修復についても要望があったが、事業化すれば長期化が予想され、ある程度の資金が必要となることが予想される。このため、現段階では古墳群の発掘や分布調査を通じた人材育成の成果を見た上で、今後再検討することが妥当であると思われる。

上記2分野における具体的な支援開始のためのステップを次のように提案したい。

①事業内容の情報共有

今後継続してバハレーン支援を行うための最初の一步として、日本国内の多くの研究者にバハレーンの現状を伝えることが重要である。すでにコンソーシアム内に設置された会議において報告しているほか、2012年6月の日本西アジア考古学会大会における口頭発表や2012年11月のオリエント学会におけるポスター発表を行ない、今回の相手国調査内容を報告している。場合によっては、個別に報告会を主催することも検討している。

②招聘・派遣事業による学術交流

古墳の調査・保存・活用の先進的知識を持つ日本の考古学者との交流、また日本の古墳整備の事例を実見してもらうために、バハレーンから専門家を招聘する。日本からも専門家を派遣し、バハレーンの文化遺産保護状況を実見する。これらの見学を通して、両国の意を同じくする研究者が相互に意見交換し、互いに古墳の保存・活用に向けた相乗的な効果が得られると考えられる。

具体的には2012年12月13日～26日の14日間、独立行政法人国際交流基金文化協力助成プログラム（申請者西藤）によるバハレーン考古学研究者招聘事業を行った。事業の目的は、東京、群馬、奈良、宮崎における古墳研究者との交流、古墳の整備状況の実見、バハレーンの専門家による講演会を通じての学術交流である。バハレーンからはアル＝マハーリー氏、レイラ・アリ・アフマド氏の2名が参加した。群馬では、大室古墳群、保渡田古墳群、かみつけの里博物館、奈良では新沢千塚古墳群、植山古墳、馬見古墳群、宮崎では西都原古墳群、宮崎県立西都原考古博物館、新田原古墳群、生目古墳群などの発掘現場と整備状況を確認した。

結果として、現在バハレーンでは金属製の遺跡の説明板を利用しているが老朽化が進んでおり、今後は日本が採用しているような陶板による遺跡の説明を取り入れたいとのことであった。また、博物館展示については、特に西都原古墳群のサイトミュージアムのような目新しい手法を取り入れた展示を、バハレーンのサイトミュージアムでも早速検討したいとのことだった。

また、バハレーンでは若手専門家の育成の場が不足しているため、日本の大学・大学院への派遣を行う。

③発掘および分布調査の実施を通じての人材育成分野への寄与

上記①、②を通じて、文化遺産保護に向けての課題、展望が共有された後は、発掘および分布調査の実施を検討する。バハレーン文化省との聞き取り調査の中では、発掘許可についてはバハレーン文化省が担当しており、許可を出すのは難しくないということが明らかになった。このため、両国間で合意が形成されれば、すでに課題として挙げられている古墳群の発掘調査およびカラートゥ・ル＝バハレーンのバッファゾーンにおける分布調査が可能である。バハレーン文化省あるいはバハレーン博物館を両国の協力拠点と位置付け、長期的な事業実施を目指す。事業の中で予想される必要な人材については、日本から考古学、人類学、保存科学、修復技術者、博物館学、建築学などの専門家を派遣する。なお、事業は、バハレーンの若手専門家と共同で行い、人材育成の場とする。

ほかに要望があった博物館分野や歴史的建造物の分野は、上記2分野に比べると文化遺産自体の緊急性も高くなく、切迫している状況ではないことが窺えた。両分野における今後の課題は、長期的な発展のための人材育成である。要望もそれぞれ、博物館における保存科学・保存修復分野での長期的な研修実施などを通じた人材育成や、歴史的建造物の修復のための専門家育成である。このため、古墳群およびカラートゥ・ル＝バハレーンでの協力事業を通じて、バハレーン関係者間とより詳細な協議を重ね情報収集を行うことで、今後この分野で協力が可能であるかを検討する必要がある。

5-3. 文化遺産国際協力コンソーシアムの役割

文化遺産国際協力コンソーシアムの活動は、文化遺産保護国際協力のための国内の連携・協力を目的とする。主な活動は、人的ネットワーク構築、ネットワークを活用した情報収集と提供、文化遺産国際協力に関する調査研究、文化遺産国際協力についての普及啓発活動である。今回のバハレーン事業に関しても、今後継続的に支援し提案されている協力内容の実施のために必要な国内の連携・協力を推進し、必要に応じて情報共有および専門家の紹介を行う。バハレーンの文化遺産に詳しい専門家の情報を収集し、必要に応じて専門家間の情報共有を促進する。具体的な支援プランとして提案のあった「①事業内容の情報共有」に関しては、コンソーシアムが果たすべき役割は大きく、コンソーシアム会員への情報共有や関係機関への情報照会を行う。本調査報告書も会員に向けて送付し、データ版はコンソーシアムウェブ上で公開する予定である。すでにコンソーシアム内に設置されている企画分科会においては本調査に関する報告を行ってきたが、今後も引き続き委員および文化庁、外務省、国際交流基金、国際協力機構などに向けて本事業に関するアップデートを行う。また、バハレーン文化省と日本の専門家間とで招聘、交流が企画されるよう、今後も情報収集及び共有を行う。必要に応じて、バハレーン文化省との連絡協議も継続したい。

5-4. おわりに

バハレーンに対する文化遺産国際協力の現況と今後の展開を探るため、現地を訪問し、バハレーン側が求める具体的協力要請項目について検討した。現地の調査では、紀元前2200年頃から作られた古墳群などを中心とする考古遺跡、カラトウ・ル＝バハレーン、バハレーン国立博物館、ムラハック歴史保存地区を訪れ、担当者と同様に、情報収集や意見交換を行った。

聞き取り調査を通して、文化遺産を中心として今後発展していくという方向性や、法制度や担当行政の基盤が整いつつあることが明らかになった。また、バハレーンの古墳群に関しては発掘後の整備、カラトウ・ル＝バハレーンに関しては世界遺産登録後の保護管理のための共同研究、博物館分野に関しては保存科学分野における長期的な技術協力、歴史的建造物分野に関しては建造物の保護と修復のための人材育成などが必要であることが課題として見えてきた。

時間的制約がある調査ではあったが、バハレーン文化省と事前に連絡を取り合い、効果的に調査を行うことができた。バハレーン文化省にはビザ発行や移動のための車の手配、また現地視察の際に担当者の同行など色々と便宜を図って頂いた。感謝申し上げます。

アラブ諸国で民主化の動きが始まり、バハレーンもその波のさなかにある。しかし、短い滞在ながらも見えてきたのは、現地で文化遺産保護に係る担当者の意欲と海外からの先進的技術・知識を得ようとするリベラルな動きである。バハレーン側と今回の調査で築いた信頼関係は今後も継続しつつ、相手国が求める長期的な学術交流を確固たるものにできるよう今後も関係諸機関と協議しながら、支援内容を検討していきたい。今後日本がバハレーンの文化遺産への国際協力を行うことで、両国間の友好への貢献の一助となれば幸いである。

APPENDIX

APPENDIX 1. インタビュー

ここでは、対談形式で録音した面談のみを記録する。そのほか、遺跡を歩きながらの説明や聞き取りは、各文化遺産の説明の中に含めた。

1. 文化省考古遺産局長との面談

日時：2011年12月21日9時～10時

場所：文化省（国立博物館と同敷地内の隣接した建物）

出席者：

バハレーン側

アブドゥッラー・ムハンマド・アッ=スレイティー（文化省文化自然遺産部考古遺産局長）

サルマン・アフマド・アル=マハーリー（文化省文化自然遺産部考古遺産局保存修復主任）

日本側

調査員4名

日本側より調査員の紹介の後、考古遺産局長に対して、文化遺産国際協力コンソーシアム、調査の概要、訪問趣旨の説明をした。その後、調査員が各自資料を用いて、それぞれの専門について説明を行った。なお、考古遺産局長は、2011年に日本の考古の団体に日本大使館を通しての連絡を試みたが、大使館より2011年は災害復興のために協力は無理であると返事が来たため、今回の文化遺産国際協力コンソーシアムの訪問は驚きとともに歓迎する旨、挨拶があった。

西藤：3D スキャニングや Red Relief Image Mapping (RRIM) の技術について説明し、古墳の地図作成やインベントリー作成に活用できるドキュメンテーションの手法として効果的であると提案する。

考古遺産局長：木や家を透過しての技術に興味があり、カラトウ・ル=バハレーンのバッファゾーンにはヤシの木が多くあり切ることができず、そういった土地の文化遺産の断定にこの技術は利用価値が高いと考える。

西藤：シリア、パルミラの発掘と修復活動成果について説明する。

考古遺産局長：パルミラで発掘と修復を一緒にした経験をキャプテンタワーの発掘と修復に活かして頂きたい。

後藤：過去のバハレーンでの発掘について紹介する。

考古遺産局長：日本の成果について伺えて光栄であり、日本の過去の発掘調査について詳しく知りたい。

安倍：東京文化財研究所の行う西アジア地域の文化遺産保護支援について説明する。

考古遺産局長：エジプトの博物館への支援と紙修復に興味深い。紙の修復の際は、和紙を利用している。

その後、日本側より、バハレーン側から日本への具体的な協力要請項目について質問した。

考古遺産局長：GISについてはデンマークと協力しているが、データベース上のインベントリーを作りたいと考えている。日本は優れた技術や発掘手段を持っているのを知っているので、日本と協力の可能性を検討できることを光栄に思う。バハレーンは部分的には遅れた技術を使っていると自己認識しているので、とくに考古、保存分野における技術移転などを必要としている。提示いただいたことは全て素晴らしいと考える。具体的には、カラトウ・ル=バハレーンのバッファゾーンでの発掘は重要である。カラトウ・ル=バハレーンや海はバハレーンにとって、非常に重要な場所である。水中にも沈没船があると考えている。ただ、水中考古学は困難を伴うプロジェクトになると考える。そのほか、伝統的な文化遺産の修復方法をとくに若い年代に伝える必要がある。

保存修復主任：木造、モルタル、窓などの建造物修復の技術習得のための学校設立の準備をしている。文化省の下に置き、国立とし修了証明書を出す予定である。この件に関しては、日本と色々な協力方法があると思うので、

引き続き内容を限定せずに協力を検討していきたい。これは、修復やドキュメンテーションは進んでいるが、外国のコンサルタントなどによって行われている。また、現場のワーカーはインドなどからの移民である。現場には博士課程修了の専門家が必要であるというわけではなく、初歩の修復技術を持った人間を雇用する必要がある。高校卒業や大学卒業の人材を想定した学校で、修士課程や博士課程の大学をバハレーンに作ることは前提としていない。補足であるが、ムハラックなどの歴史的建造物群も考古遺産局保存修復主任の監督下にある。とくにムハラックは世界遺産暫定リストに入っており、修復の優先順位は高い（なお、当時は暫定リスト入りであったムハラックの歴史的建造物群は、2012年に世界遺産に記載された）。

バハレーンの文化遺産を見た、日本側の意見を聞きたいと質問を受ける。

西藤：遺跡に看板（サイン）が少なく、あったとしても（立ち入り禁止等の）注意書きだけで遺跡の重要性は伝わらないので、変更を検討したほうがよいのでは。

考古遺産局長：昔看板があったが、現在更新中のため取り除いた。新しいものを作る準備をしている。

日本側より、調査の結果は報告書を作成するので、それを元にさらに具体的な協力の可能性を検討したいと伝える。また、日本にも古墳が多く存在するので、整備状況などの実見のため日本への渡航を進める。考古遺産局長からは、日本にも古墳が存在し、バハレーンと同様に開発の脅威が存在することは知らなかったので、興味がある。その場合は、バハレーンの考古学に関する研究会の中で発表をしたいと好意的な反応を得る。

考古遺産局長退出後、保存修復主任とさらに面談を続ける。

「人材育成について」

保存修復主任：現在バハレーンには文化遺産保護の専門的知識を習得する場所がない。自分はカイロで勉強したが、少し前の世代のバハレーンの考古学者はイラクやサウディアラビアで勉強していた。

「国際協力について」

保存修復主任：フランス、デンマークが中心であるが、彼らも一か月程滞在しても、その後いつ来るかわからない状況である。

「バハレーンにおける文化遺産の一番の脅威とは」

保存修復主任：都市開発と高層ビルによる景観破壊があげられる。カラートゥ・ル＝バハレーンはゾーニングによる管理計画によりバッファゾーン内に高層ビルを建てるができないが、ほかの遺跡ではそのような規制はない。また、土地の所有者との関係も、脅威と言うよりは、チャレンジだと考えている。湿度による劣化といった問題もあるが、非常に緩やかに起こることであるので、脅威とは考えていない。

「日本とバハレーンの今後について」

保存修復主任：日本とバハレーンの交流がすぐにも始まることを期待する。

2. 世界遺産アラブ地域センター準備室との面談

日時：2011年12月21日11時30分～12時30分

場所：文化省

出席者：

バハレーン側

サイード・アブドゥッラー・アル＝フザーイー（世界遺産委員会アドバイザー）

ハヤー・アフマド・アッ＝サーダ（世界遺産委員会バハレーン代表および世界遺産アラブ地域センターの設立のためのユニット担当）

日本側

調査員4名

世界遺産アラブ地域センター準備室より、設立趣旨と経緯について説明があった（内容に前述の「3-3. 行政」を参照のこと）。その後、日本側からの質問にバハレーン側が応答する形式で面談を行った。

質問：センターが設立した際には、どれくらいの規模（設備、人数）になるか。

回答：計画に則り進める。所長、副所長のほか、プログラムオフィサー、ITスペシャリストなどが所属する予定である。

質問：UNESCO エジプトオフィスやドーハオフィスがあるが、それらのオフィスとの役割分担や連携についてはどうなるか。

回答：エジプトやドーハはカテゴリー1オフィスと考えられる。当センターはカテゴリー2であり、1972年の世界遺産条約に特化し、条約履行のための業務を行うため、ユネスコ本部がメインパートナーとなる。当センターは、センターの役員のほか、文化省、外務省、UNESCO、アラブ諸国におけるその年の世界遺産委員国の代表が選挙権のあるメンバーとして、ICOMOS、ICCROM、IUCN が非選挙権のメンバーとして、またほかのカテゴリー2センターがオブザーバーとして参加する組織構成となっている。

質問：アラブ諸国が資金支援を求めたらどのように順位をつけるか。

回答：難しい質問であるが、危機遺産に入っている遺産や、自然災害によって被害を受けた遺跡の優先度が高い。

質問：バハレーンの世界遺産についてはどのように支援するか。

回答：バハレーンもほかの国と違いはなく、ほかのアラブ諸国と同列に考えている。

最後に、世界遺産アラブ地域センター準備室からのコメントとして、情報の収集と共有、および要望の集約などはコンソーシアムと活動趣旨が似ているので、ぜひ今後も協力したい。事業における協力だけでなく、同じような組織を構成しているように見受けられるので、運営上どのような組織化が最適か情報を共有したい。

3. バハレーン国立博物館アドバイザーとの面談

日時：2011年12月22日13時～14時

場所：文化省

出席者：

バハレーン側

ナディーン・ブクスマティー（バハレーン国立博物館アドバイザー）

日本側

調査員3名（後藤を除く）

ブクスマティー氏はレバノン人の博物館学の専門家で、2008年よりバハレーンに滞在しているとのことである。バハレーンの博物館において必要とされている項目について聞き取りを行った。2点について具体的な要望があると回答があった。以下、詳細を記す。

1. 博物館に関する長期的研修が必要である。短期的研修は今までも単発で行われてきたが、効果に関しては疑問が残る。バハレーンには博物館学を教える大学がなく、現在博物館に勤務するスタッフに対して、個別のテーマ設定の短期研修ではなく体系的な長期的な研修の必要があると考えられる。
2. 保存科学、保存修復分野の強化
博物館スタッフは少なく年齢も高齢化しており、新技術の習得が必要である。バハレーンの大学には化学専攻があるので、それを応用した保存科学について研修が必要と考える。

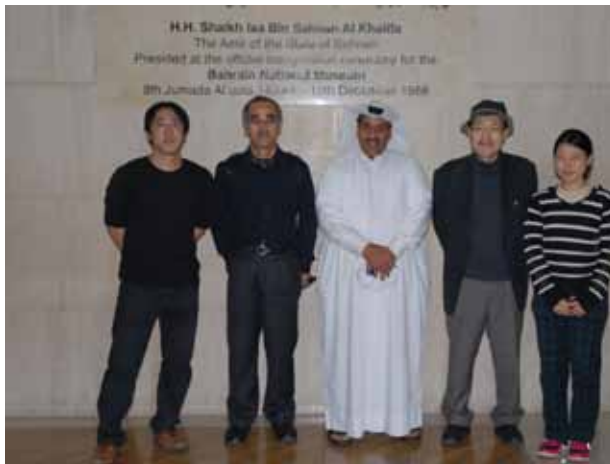


写真1. バハレーン国立博物館にて



写真2. ヨーゼフ氏案内による見学



写真3. アル＝マハーリー氏とのカラートゥ・ル＝バハレーン見学



写真4. アッ＝スレイティー文化省考古遺産局長との面談

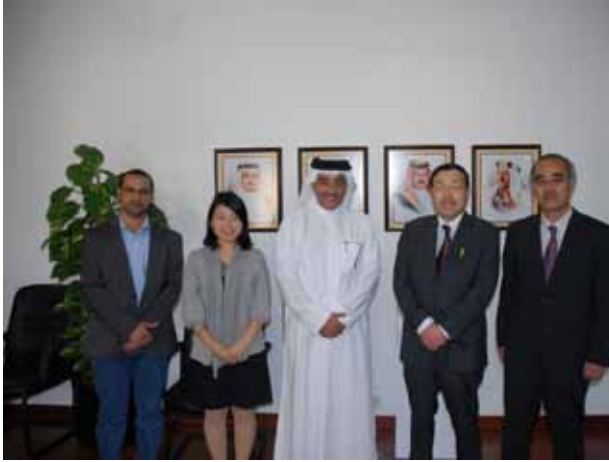


写真 5. アッ=スレイティー文化省考古遺産局長との記念写真



写真 6. サルマーン博物館担当官との記念写真



写真 7. 世界遺産アラブ地域センター担当官との記念写真



写真 8. アッ=シンディー氏との記念写真



写真 9. ブクスマティー氏との記念写真



写真 10. アッ=スレイティー文化省考古遺産局長との記念写真

APPENDIX 2. 文化遺産保護に関する法律

ここでは、文化省より入手した“Decree Law No.(11) Regarding the Protection of Antiquities”の英文を参考までに載せる。

The State of Bahrain
Ministry of Cabinet Affairs and Information
Directorate of Heritage and Museums

DECREE LAW NO. (11) of 1995

CONCERNING THE PROTECTION OF ANTIQUITIES

Arabic is the language of the official text of this law issued on 27th Muhrram 1416 AH, corresponding to 25th June, 1995.

(This english translation of the above mentioned Law is for guidance only)

DECREE LAW NO (11) OF 1995
CONCERNING THE PROTECTION OF ANTIQUITIES

We, Isa bin Salman Al-Khalifa, Amir of the State of Bahrain,
After referring to the Constitution;
The Amiri Order No.(4) of 1975,
The Bahrain Antiquities Law of 1970, amended by Decree Law
No.(17) of 1985,
The Decree Law No.(1) of 1995 Regulating the Ownership of Gulf
Co-operation Council of Arabian Gulf Countries Citizen's Real
Estate and Land,
The Amiri Decree No.(9) of 1995 concerning the reorganisation of
the Ministry of Information,
And upon the submission of the Minister of Information,
After consulting the Shura Council,
And after the approval of the Council of Ministers,

We hereby enact the following Law:

CHAPTER I

GENERAL PROVISIONS

ARTICLE 1

The Ministry of Information is the concerned authority in charge of supervising all matters related to antiquities, particularly conserving and protecting them in its museums, warehouses, sites and archaeological and historical places. It is to undertake in the exploration of antiquities found in the ground of Bahrain and its territorial sea. The Ministry alone shall be responsible for deciding the archaeological and historical nature of things, sites and buildings, and determine the importance of every monument, and decide what monuments should be registered in accordance with the provisions of this Law.

ARTICLE 2

Anything passed on from civilisations or left over by previous generations explored or discovered whether that be a

building or a movable object relating to the arts, sciences or literature or ethics or beliefs or daily life or public events or anything that is at least 50 years of age that has an artistic or historical value is considered a monument.

Historical documents and manuscripts and related covers are considered monuments.

Remains of human and animal pedigrees and other contemporary creatures that date back to 600 calendar years are considered monuments.

It is possible, by a decision of the Prime Minister made in accordance with a proposal submitted by the Minister of Information, to consider for artistic and historical reasons an edifice or a movable object a monument if the State has a national interest in conserving and maintaining it without complying with the time limit stated in this article.

ARTICLE 3

Monuments are of two types:

(i). Immovable Monuments:

These are antiquities attached to the ground such as archaeological mounds, remains of settlements and burial grounds, fortresses and bastions, historical houses and buildings, pools and qanats, religious buildings such as temples, mosques and others whether on ground or beneath it or in the territorial sea.

(ii). Movable Monuments:

These are movable objects manufactured to be naturally separate from the ground or static monuments, whose places it is possible to change without damaging them.

The concerned authority may consider movable monuments as immovable ones if they were part of a static monument or related to and complementing it, or part of decorations such as inscriptions, scripts, architectural elements and grave stones.

ARTICLE 4

All monuments, movable or immovable, are considered public property that cannot be appropriated or possessed or disposed of except in cases stipulated in this law, and its executive decisions.

ARTICLE 5

Ownership of land does not allow the proprietor to own monuments situated on its ground or beneath it or the right to dispose them, it does not permit him the right to excavate and explore monuments, except in cases stipulated in this law.

ARTICLE 6

Destruction of movable or immovable monuments, altering or damaging, or deforming them by way of writing or decorating them or changing their features are prohibited. Bill posting, or placing sign boards in archaeological places and on registered historical buildings are also prohibited.

ARTICLE 7

When considering town or village planning projects, expanding, or beautifying or distributing land plots for building purposes, archaeological places and features should be maintained in accordance with the decision taken by the authority concerned in this regard. Planning or land distribution projects where monuments are found within its bounds should not be approved before obtaining the approval of the authority concerned with archaeology.

The authority concerned with archaeology should specify names of places and its special archaeological features and publish a list of them in the Official Gazette and notify the authority concerned with planning and distribution.

ARTICLE 8

Building and restoration permits in places close to archaeological sites and historic buildings should not be issued before obtaining the approval of the authority concerned with archaeology to ensure the construction of modern buildings with the appropriate style to match the same archaeological character.

In the case of restoration and maintenance of mosques, this should be done with the approval of the Ministry of Justice and Islamic Affairs.

ARTICLE 9

The Minister of Information may ask the Minister of Housing to appropriate any immovable monument in the lands of the State of Bahrain and whatever buildings required for passage and beautifying in accordance with the Land Appropriation Law for Public Interest issued by Decree No.(8) of 1970 and amended by Decree Law No.(24) of 1975.

He also has the right to appropriate any movable monument in the State of Bahrain in return for compensation to be determined by the Committee stipulated in Article (51) of this Law.

CHAPTER II

EXPLORATION AND EXCAVATION OF ARCHAEOLOGICAL ANTIQUITIES

ARTICLE 10

Excavation of antiquities shall mean works of digging, examining and investigating them which aim at discovering movable and immovable antiquities beneath the ground or on ground or in water streams, pools, qanats or territorial sea.

Accidental discovery of finding of antiquities are not considered excavation.

ARTICLE 11

The authority concerned with archaeology has the right to conduct excavation works of archaeology, and may license bodies, scientific societies and specialised archaeological missions to excavate for antiquities by a special non-transferable licence; this licence shall only be granted in accordance with the provisions stipulated in this Law, even if exploration and excavation is conducted in a land owned by the party applying for licence.

ARTICLE 12

The concerned authority may conduct exploration and excavation of antiquities in any place in the State of Bahrain, it should return the sites and private buildings excavated to their owners unless appropriated in accordance with the Law.

ARTICLE 13

The concerned authority shall publish a schedule in the Official Gazette indicating the lands and buildings required for exploration and excavation to ascertain the availability of antiquities and whether to appropriate them or return them to their proprietor. This schedule is to be supported by relevant maps whenever required.

Exploration on lands and buildings indicated in the schedule should commence within one year from the date of publication in the Official Gazette, and should be declared within one year from the date of exploration whether such lands and buildings contain antiquities or not.

In the latter case the land stated in the above paragraph should be removed from the schedule.

CHAPTER III

ANTIQUITIES EXPLORATION LICENCES

ARTICLE 14

Exploration licences shall only be granted to bodies, scientific societies and specialised archaeological missions after verifying their abilities and efficiencies scientifically and financially.

The concerned authority may provide the presence of technical experts from the authority who conduct antiquities exploration, and may nominate a representative on the site of exploration and excavation.

ARTICLE 15

The licence application form shall be submitted to the concerned authority containing the following data:

- a. Name and nature of the body, scientific society or mission, past experience, number of individuals, their nationalities, academic qualifications and practical experience.
 - i. The archaeological site required for excavation accompanied by maps indicating the demarcation of the area of excavation.

- ii. Operation Schedule, duration of excavation and its objective.
- iii. Any other conditions that the concerned authority may deem relevant in the application form.

The licence to be issued by a decision of the Minister of Information.

ARTICLE 16

Licensed bodies, societies or missions are obliged:

- a. to photograph and sketch the archaeological site and all excavated antiquities by common standards, and prepare a collection of photographs of the general excavation works and the excavated antiquities be they movable or immovable.
- b. to record all antiquities and provide the concerned authority with all original copies one by one in a special record to be presented to the licensing authority at the end of the season. This record is to include all scientific data of these antiquities.
- c. not to remove any part of the archaeological buildings discovered or make any modification without the approval of the concerned authority.
- d. to maintain discovered antiquities and the excavated site in accordance with common standards in this regard particularly restoring, maintaining and repairing them.
- e. to provide the concerned authority with information on excavation operations every fifteen days. This authority has the right to release this information. The licensed mission, society or body is not to announce any information on excavation works before informing the concerned authority and obtaining its written consent.
- f. to submit a brief report at the end of each season accompanied by excavation plans. The licensee is to provide data, drawings and photographs of all discovered antiquities and any additional information required by the concerned authority.
- g. to submit a scientific detailed report for publication on the results of excavations in a period not exceeding one year from the end of each season.

- h. to accept a representative of the concerned authority and enable him to view and supervise excavation works, findings and inspect records of antiquities.
- i. to deliver all discovered moveable antiquities at the end of each season to the concerned authority and bear its packing expenses and transport them to a location specified by this authority; and not to remove them from the site of excavation before obtaining the consent of the concerned authority.

ARTICLE 17

The licensed bodies, scientific societies and mission are to allow the visit of representatives of the concerned authority whenever they desired so. It shall allow visits of archaeologists provided they maintain scientific copy rights of the licensee.

ARTICLE 18

If the licensed body or society or mission breached any condition stipulated in Article (15) of this Law, the concerned authority may suspend excavation works immediately till the breaching is ceased and if this authority deems this breach serious it may cancel the licence by a decision of the Minister of Information.

ARTICLE 19

If the body, or the society, or the mission ceased excavation during two seasons in two consecutive years without an acceptable excuse by the concerned authority, the Minister of Information may cancel the licence issued, he may also grant a licence of excavation in the same area to any other body or society or mission.

ARTICLE 20

The licensed body or society or mission is to publish the scientific findings within five years from the date of ending its operations, or the concerned authority may do so itself or may allow individuals or bodies to do so with no objection on the part of the licensee.

ARTICLE 21

All discovered antiquities found by the licensed body or society or mission are property of the State and should not be relinquished, particularly those that form integrated collections representing the civilisations of the country and its history, arts and crafts, nevertheless, the Minister of Information may grant the licensed body or society or mission specimens of bones, pottery fragments and organic materials for the sake of study and laboratory analysis or for purposes of teaching in order to encourage researchers of archaeology to facilitate their mission. This grant is only possible after the submission of the scientific detailed report referred to in clause(g) of Article (16).

ARTICLE 22

The concerned authority is to co-operate with scientific bodies and excavation missions in conducting a few archaeological excavations. Terms and conditions of this co-operation and its scientific, technical and financial aspects are to be defined in the excavation licenses or in special licences.

ARTICLE 23

Anyone who discovers or finds an archaeological antique without holding an excavation licence should report to the concerned authority or the nearest Public Security Station within 72 hours from the date of discovery or finding of this antique, otherwise he will be considered in possession of an antique without a licence.

The concerned authority by taking into consideration the importance of the antique should grant a suitable reward for the person who discovers the antique or finds it or reports it.

ARTICLE 24

The concerned authority and national excavation missions are to be exempted from paying customs duties on instruments, equipment and apparatus imported for archaeological excavation works, restoration, equipping museums and their archaeological centres and artistic and archaeological exhibits.

A temporary release on instruments and equipments that foreign archaeological excavation and restoration missions bring into the country is to be allowed. These missions will finally be exempted from paying customs duties if they give up these

equipments in favour of the concerned authority or national archaeological missions. They will pay customs duties if at the end of their operations they decide to dispose these equipments to other parties.

ARTICLE 25

By a decision of the Minister of Information - after the approval of the Cabinet - entry fees may be imposed for visiting museums or archaeological sites. The value of the entry fee for each museum and archaeological site may be fixed separately.

CHAPTER IV

REGISTRATION OF ANTIQUITIES, THEIR MAINTENANCE AND DISPOSAL

ARTICLE 26

The concerned authority is to list immovable and movable antiquities that are presented to it in accordance with the provisions of this Law and register what it considers registerable and compile relevant data in records especially prepared for this purpose. Registration is to be done in accordance with terms and conditions of a decision issued by the Minister of Information.

Antiquities considered as registered are those listed in the intended records on the date of enacting this Law must be re-registered in accordance with the provisions of this Law.

ARTICLE 27

In compliance with the provisions of Article (35) of this Law, anyone owning or in possession of a movable antiquity before the commencement of this Law, shall submit it to the concerned authority for registration within six months from the date of enacting this Law and notify the concerned authority within seven days from the beginning of possession, and the concerned authority in both cases is to return the antiquity to its owner or possessor after registering it and give him a certificate of disposability if it is not required to be registered or keep it self after paying compensation in accordance with the provisions of Article (51) of this Law.

ARTICLE 28

Individuals or private bodies are not permitted to dispose of movable antiquities registered in their names before obtaining a permission of the concerned authority; the State shall have the priority of purchasing those antiquities. Owners are to inform the name of the buyer if available, his address and the price offered to the concerned authority.

The State may purchase movable antiquities with the knowledge of the concerned authority, and with the price defined by the Committee stipulated in Article (51) of this Law.

ARTICLE 29

Owners of movable registered antiquities are not permitted to repair and restore them except with the approval of the concerned authority and under its supervision. They may carry out repair and restoration work at the technical laboratory of the concerned authority for a reasonable fee.

ARTICLE 30

Owners of movable antiquities are to deliver them to the concerned authority whenever the latter require them for study or photographing them, or draw them, or making moulds for them, or write about them, or to keep them temporarily in an exhibition, or museum, provided they are returned to their owners in the same condition they were delivered in after fulfilling the purpose for which it was taken.

ARTICLE 31

The concerned authority conveys the decision of the registration of immovable antiquities owned by others to the Directorate of Land Registration at the Ministry of Justice and Islamic Affairs to have it entered in the Land Registry, and inform this to the owners of those antiquities. The decision of registration shall be published in the Official Gazette.

ARTICLE 32

If the registered immovable antiquities resulted in damages for its owner, he may ask for compensation for this damage from the concerned authority provided the owner files his demand within two years from the date of informing him of the decision of registration or from the date of publication in the Official Gazette whichever is earlier.

The compensation to be estimated in accordance with the Law of Appropriation of Land for Public Interest issued by Decree Law No.(8) of 1970 and its amendments.

ARTICLE 33

The act of registration of immovable antiquities and informing its owner in accordance with the provisions of Article 32 will result in the following obligations:

- (i). Not to demolish the whole realty or part of it except with a written approval from the concerned authority.
- (ii). Not to appropriate the land or realty, but adjoining lands may be appropriated after the approval of the Minister of Information as a result of a proposal from the authority concerned with antiquities.
- (iii). Not to allow any right of easement of the realty to others.
- (iv). Not to allow renovation of the realty or changing its features in any way except by permission from the authority concerned with antiquities; works permitted shall be carried on under the direct permission of the concerned authority.
- (v). Not to dispose of the realty to a Non-Bahraini national except with a written approval from the Ministry of Information.
- (vi). The owner is obliged to obtain a written approval from the concerned authority in respect to any disposal incurred on the realty, by stating the name of the purchaser and his place of residence; and at the time of disposal inform the purchaser that the realty is registered with the authority concerned with antiquities; and that authority is to express its opinion within thirty days from the date of informing it of its application for approval of disposal. Lapse of this period without a reply is considered disapproval.
- (vii). The concerned authority is to conduct at any time at its own expenses what it considers necessary maintenance and restoration works to all immovable antiquities.

ARTICLE 34

The concerned authority shall arrange immovable antiquities and historical buildings for receiving visitors; it shall also display their artistic qualities and historical characteristics. It may convert any of them into museums and permanent or temporary exhibitions and provide them with the necessary conveniences through agreements with concerned Government authorities.

ARTICLE 35

Trading of immovable and movable antiquities related to the civilisation and history of Bahrain is prohibited. Current traders are granted a period of grace of one year to rearrange their positions and dispose of antiquities in their possessions after registering them. After this period the antiquities remaining with them are considered as collected items and the provisions relating to the possessions of antiquities stated in Chapter IV of this Law will apply.

ARTICLE 36

Without a breach of Article (39) of this Law trading in antiquities is permitted in accordance with the terms stipulated in the said article after providing a list of the antiquities in the possession of the applicant to the authority concerned with antiquities. This authority shall issue a trading licence for one year and renewable thereafter for an annual fee to be determined by a decision of the Minister of Information after the approval of the Cabinet.

ARTICLE 37

Subject to the provisions of the previous two articles, it is permissible to trade in movable antiquities registered with the authority or antiquities which according to the authority need not be registered with it.

ARTICLE 38

Trading licence in antiquities should contain the name of the trader and his family name, his place of residence and the location of his business.

ARTICLE 39

Every licensed trader trading in antiquities shall comply with the following conditions:

- (i). To keep official records prepared by the concerned authorities for this purpose indicating the contents of his warehouse concerning antiquities in detail and the selling and buying dealings that he conducts daily and to present these records whenever requested by the employees of the concerned authority.
- (ii). To make available to the employees of the (Directorate) of Antiquities during inspection every item of antiquities he possesses and provide necessary facilities.
- (iii). To provide the concerned authority with photographs of the antiquities in his possession if required.
- (iv). To provide an annual list of every item of antiquities that he buys or sells to the concerned authority at the time of renewal of the licence with details of the item and the name of the seller and new buyer.
- (v). To display on the forefront of his store a signboard indicating that he is licensed to trade in antiquities and to display in a conspicuous place of his store a notice in Arabic and English indicating that the export of antiquities outside is subject to the licence issued by the concerned authority.

ARTICLE 40

The licence issued to a trader for trading in antiquities can either be cancelled or may not be renewed by the concerned authority if he violates the provisions of this Law.

If the concerned authority cancelled the trading licence or decided not to renew it, the trader should cease from buying antiquities but is allowed to sell what is in his possession during a renewable period of one year by paying the fee stated in Article (36), if antiquities remained in his possession after the licensed period it would be treated as the registered antiquities in the possession of individuals in accordance with provisions of Article (27).

In the above cases a new licence may not be issued to the trader before the lapse of one year at least from the halting of his trading in antiquities.

ARTICLE 41

Export of antiquities abroad is prohibited, nevertheless, it is allowed by a special licence from the concerned authority to export movable antiquities if proven that its export, does not in any way diminish the archaeological heritage of the State, and that identical items are available at museums, and that can be dispensed with.

ARTICLE 42

Anyone willing to export antiquities which are in his possession shall apply to the concerned authority for permission with the following data:

- (i). The name of the exporter, his family name, his profession, his place of residence and his nationality.
- (ii). The place of export of antiquities and the name of the addressee.
- (iii). The means by which the exporter obtained the antiquities intended for export.
- (iv). Description of the antiquities and a list of its number, kind dimensions and its estimated price.

The applicant shall display the antiquities to the concerned authority before its export.

ARTICLE 43

The concerned authority, may, after examining the antiquities intended for export, allow the export or refuse it or buy what it deems fit of these antiquities at the estimated price in the export application, unless it comes to know that an obvious discrepancy is found between the value stated in the export application and the value estimated on its part with the knowledge of the Committee stipulated in Article (51) of this Law. In this case the latter value is upheld provided a decision of purchase is issued by the Minister of Information.

ARTICLE 44

The applicant for export shall pack, at his own expense, the antiquities licensed for export under the supervision of the concerned authority.

ARTICLE 45

The exporter of antiquities shall present the export licence to the Customs officials, Post, Public Security and other officials whenever requested, these officers are to confiscate any antiquity the possessor of which does not hold the required licence and hand them over to the concerned authority.

CHAPTER VI

PENALTIES

ARTICLE 46

Without prejudice to any harsher penalty provided under the Penal Code or any other law, any violation of the provisions of this Law and the decisions issued in its implementation shall be punishable with the penalties stipulated in the following articles.

ARTICLE 47

Anyone who smuggled or takes part in smuggling antiquity outside the country shall be punishable with imprisonment and with a fine of not less than five thousand Bahraini Dinars and not exceeding twenty thousand Bahraini Dinars, and in this case a verdict is required to be passed by confiscating the antiquity as evidence of the crime for the benefit of the concerned authority.

ARTICLE 48

Any one who:

- (i). carried out excavations of antiquities or helped or instigated such acts without a licence;
- (ii). demolished, damaged, destroyed or deformed any antiquity including changing its features or amputating any part of it;

shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding seven years and with a fine of not less than three thousand Bahraini Dinars and not exceeding ten thousand Bahraini Dinars.

ARTICLE 49

Any one who:

- (i). traded in antiquities in violation of the conditions stipulated in this Law;
- (ii). did not present the concerned authority a list of the antiquities he owns or in his possession at the time of application of this Law, or did not present them to the concerned authority during the period specified in Article (27);
- (iii). forged or imitated or faked an antiquity for purpose of fraud and deception or circulated or presented for circulation any of these antiquities;
- (iv). made moulds or models of antiquities and used them without licence from the concerned authority;
- (v). discovered or found or knew of the discovery and finding of an antiquity and did not report it in accordance with the provisions of this Law;
- (vi). presented false data or information or untrue documents or instruments in order to obtain a licence in accordance with the provisions of this Law;
- (vii). declined or failed to deliver the concerned authorities antiquities discovered or found, whether he was holding a licence of excavation or not.

shall be punishable with imprisonment and with a fine of not exceeding one thousand Bahraini Dinars or by any of these penalties.

ARTICLE 50

In addition to the penalties stipulated in this Law, a verdict would be issued whereby the antiquities involved in contravention of this Law would be confiscated for the benefit of the concerned authority, a verdict would also be issued to force the violator to demolish and remove any constructions or buildings or any other thing constructed or introduced or planted in violation of the provisions of this Law or the decisions issued to implement it.

If the convict did not execute the judgement during the period the concerned authority shall execute the judgement at his expense and demand the actual costs.

CHAPTER VII

FINAL PROVISIONS

ARTICLE 51

A committee formed by a decision of the Minister of Information shall estimate compensations and define the price and cost and expenses stipulated in Article (9 Paragraph (2), 27, 28, 50) of this Law. Those involved may complain to the Minister of Information, against the Committees decision within sixty days of the date of notification through a registered letter, otherwise the estimation made by the committee would be final. If no reply is given to those involved by the Minister of Information during this period, the complaint would be considered as rejected.

In case of rejection of the complaint, those involved may appeal to the Civil High Court within sixty days from the date of notification by a registered letter.

ARTICLE 52

The employees commissioned by a decision issued by the Minister of Information shall have the power to prove any violations of the provisions of this Law and the decisions issued for its implementation and refer it to the Public Prosecutor for investigation.

ARTICLE 53

The concerned authority shall co-ordinate with the relevant bodies and authorities to guarantee the protection of antiquities, museums, historical buildings and archaeological sites, to preserve and maintain them.

ARTICLE 54

The Bahrain Antiquities Law of 1970, amended by Decree Law No.(17) of 1985 is repealed herewith and any clause that contradicts the provisions of this Law is also repealed.

ARTICLE 55

The Minister of Information shall issue the necessary orders for the implementation of the provisions of this Law.

ARTICLE 56

The Ministers, each in his respective capacity, shall implement the provisions of this Law, which shall come into effect from the date of its publication in the Official Gazette.

Isa bin Salman Al-Khalifa
Amir of the State of Bahrain

Issued at Rifa' Palace on 27th Muharram 1416 AH,
corresponding to 25th June 1995 AD.











APPENDIX 3. 入手資料一覧


ここでは、今回の調査を通じて入手した資料を一覧で示す。資料は発行年順とする。

1. 現地で入手した本






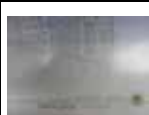

書名	著名	ISBN	出版年	画像
Archaeological Sites in Bahrain	Salman al-Mahari	987-999580-0567	2009	
The Tylos Period Burials in Bahrain vol.2: The Hamad Town DS 3 and Shakhoura Cemeteries	Mustafa Ibrahim Salman & Soren Freds Iund Anderse	不明	2009	
The Tylos Period Burials in Bahrain	Soren Freds Iund Anderse	978-877934-3733	2007	
The Early Diumun Settlement at Sa'ar	Robert Killick & Jane Moon	0-7103-0470	2005	
Al-Muharraq: ARCHITECTURAL HERITAGE OF BAHRAIN CITY	John Yarwood	99901-37-19-6	2005	
Bahrain National Museum	Bahrain National Museum	0 907151-78-7	1993	
Bahrain National Museum Archaeological Collections vol.1: A Selection of Pre-Islamic Antiquities From Excavations 1954-1975	Pierre Lombard and Monik Kervran	不明	1989	
The Burial Mounds of Bahrain	Flemming Hojlund	978-878841-5457	不明	
Mosaic: A journey through the multi-faceted world of Bahrain's Arts and Crafts	Dr. Ali Hasan Follad	978-99901-92-68-1	不明	
101 Things to See & Do in Bahrain	Sarah Clarke他	不明	不明	

2. 日本で入手した本

書名	著名	ISBN	出版年	画像
An Archaeological Guide to Bahrain	Rachel Maclean and Timothy Insoll	978-1-905739-36-3	2011	
Oman, UAE & Arabian Peninsula	Jenny Walker, Stuart Butler, Andrea Schulte-Peevers, Lain Shearer	978-1-74179-145-7	2010	
Burial Mounds of Bahrain: Social Complexity in Early Dilmun	Flemming Hojlund	978-8788415452	2008	
ペルシア湾の真珠 近代バーレーンの人と文化	チャールズ・D・ベルグレイヴ	4-639-01923-8	2006	
The Early Dilmun settlement at Saar	R.G.Killick, Jane Moon	978-0953956111	2005	
Qal'at al-Bahrain a trading and military outpost	Monique Kervran, Fredrik Hiebert and Axelle Rougeulle	2-503-99107-6	2005	
The Barbarber Temples (Jutland Archaeological Society)	H.Hellmuth Andersen Hojlund Flemming	978-8788415278	2003	
Islamic Remains at Bahrain (Jutland Archaeological Society Pudlications, 37)[ハードカバー]	Karen Frifelt	978-8788415100	2002	
Early Dilmun Seals from Saar	Harriet Crawford	0-9539561-0-5	2001	
Dilmun Temple At Saar	Harriet Crawford, Robert Killick, Jane Moon	978-0710304872	1997	

書名	著名	ISBN	出版年	画像
Qala'at al-Bahrain: v.1: The Northern City Wall and the Islamic Fortress	Flemming Hojlund, H. Hellmuth Andersen, Peder Mortensen	978-8772885742	1994	
Bahrain Through the Ages: The History	Abd Allah ibn Khalid Khalifah, Michael Rice	978-0710302724	1993	
Madinat Hamad Burial Mounds-1984-85	Indian Team Leader K.M. Srivastava. Bahrain National Museum	-	1991	
Bahrain Through the Ages: The Archaeology	Shaikh Abdullah Bin Khalid Al- Khalifa, Michael Rice	978-0710301123	1986	
Life and Land Use on the Bahrain Islands: The Geoarchaeology of an Ancient Society	Larsen, Curtis E.	9780226469065	1984	
Bahrain Map	The Ministry of Information	-	-	
Bahrain and Manama City	International Travel	-	-	

3. パンフレット

タイトル	発行所	画像
Masks: Beauty of the Spirits	Bahrain National Museum	
Qal'at al-Bahrain: Capital of Dilmun and its Ancient Harbour	Ministry of Culture	
Qal'at al-Bahrain: Ancient Harbour and Capital of Dilmun	Ministry of Culture	
Bahrain Attactions	Ministry of Information Tourism Affairs	
Shakh Ebrahim Bin Mohammed Al-Khalifa Center for Culture and Research	Shakh Ebrahim Bin Mohammed Al-Khalifa Center for Culture and Research	
Beit Al Qur'an	Beit Al Qur'an Museum	
Project of establishment of an Arab Regional Centre for World Heritage(ARC-WH)- as category 2 centre under the auspices of UNESCO	Ministry of Culture & Information	

平成 23 年度協力相手国調査
バハレーン王国調査報告書
文化遺産国際協力コンソーシアム
2012 年 12 月発行

[連絡先]

〒 110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
(独) 国立文化財機構東京文化財研究所気付
文化遺産国際協力コンソーシアム事務局
Tel.03-3823-4841 Fax.03-3823-4027
<http://www.jcic-heritage.jp/>

